

越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について

西 坂 靖

はじめに

一 入 店

- 1 京本店の入店奉公人数
- 2 奉公人の年齢・出身地

二 昇 進

- 1 元 服
- 2 名目役への昇進
- 3 重役手代の出自と昇進

三 退職銀

四 中年者

おわりに

はじめに

本稿は、京都冷泉町の越後屋京本店を事例に、近世中後期を通じたかたちで、大店の店表の奉公人の入店、昇進と退職取得の実態を検討するものである。

越後屋などの大店には、場合によっては数百人もの若年の独身男性が集住しており、この点において近世都市社会の中でも格別特異な空間であると評価できることは何度か述べた。⁽¹⁾ここでは、奉公人の大店への登場から退場まで、言うなれば新陳代謝のありかたを解明するという視角から、大店の奉公人世界の特質を明らかにしていきたい。

越後屋京本店の奉公人の入店・昇進・退職については、『三井事業史』本篇第一巻に享保年間（一七一六～一七二五）を中心とした検討があり、⁽²⁾筆者自身も幕末の元治元年（一八六四）時点の奉公人について事例研究を行なっているが、いずれも時期的に限られたものであり、十八世紀半ばから十九世紀半ばまでの一世紀以上の期間については検討が欠落したままである。現存する越後屋京本店の奉公人関係の史料の特長の一つは、史料の残存状況が良好であるため、近世中期から後期にかけて長期的な検討が可能な点にある。本稿では、越後屋京本店の奉公人の入店・昇進・退職銀取得について、近世中後期を通じてできるだけ網羅的に事例を集積し、実態の解明をはかりたい。奉公人の側から見れば、そのライフヒストリーの標準型を明らかにすることになる。⁽⁴⁾

本稿での検討は概括的な数値を扱うもので、大店の奉公人世界の謂わば「成分表」的な分析のレベルにとどまるものだが、大店の奉公人研究の基礎的作業として位置づけうるものと考ええる。

- (1) 西坂靖「大店の奉公人の世界」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ 人』東京大学出版会、一九九〇年）、同「近世都市と大店」（吉田伸之編『日本の近世9 都市の時代』中央公論社、一九九二年）。
- (2) 『三井事業史』本篇第一卷第三章第五節「奉公人と店経営」（一九八〇年）。
- (3) 注(1)前掲拙稿「大店の奉公人の世界」。
- (4) 筆者の主たる関心は、一〇〇人以上の奉公人が住込む巨大店舗としての三井越後屋(本店一巻)にあるが、三井のもう一つの柱である三井両替店に関して奉公人のライフサイクルを検討した研究としては、『三井両替店』第二章3「両替店の奉公人」（日本経営史研究所編・三井銀行発行、一九八三年）、安岡重明「三井京両替店における奉公人の勤続事情」（同志大学人文科学研究所『社会科学』四二号、一九八九年）がある。三井以外の商家では、鴻池家の奉公人を対象とした安岡重明「享保期における商家奉公人の性格——鴻池家の場合——」（『大阪の研究』第三卷、清文堂、一九六九年）、廣山謙介「近世後期における鴻池家の奉公人」（『大阪大学経済学』三二卷二・三号、一九八二年）などの研究がある。これらの研究に基づき、商家奉公人のライフサイクルを類型化した研究として安岡重明「近世商家奉公人制度の二類型——鴻池・三井について——」（『同志社商学』三九卷五号、一九八八年）があり、また商家奉公人のライフサイクルと都市の人口動態を関連づけて論じた研究として斎藤修「商家の世界・裏店の世界」（リポート、一九八七年）がある。

一 入店

最初に本稿で検討の対象とする奉公人について、その範囲を明らかにしておきたい。

京本店の奉公人は、①店表の手代・子供と②賄方の下男に二分されるが、ここでは前者Ⅱ店表の奉公人を対象とする。さらに京本店の店表の奉公人のうち、奉公人請状を提出した者を対象とする。もとより奉公人は全て奉公人請状を出

すのが決まりであるが、入店と同時に請状を出すわけではない。店に住込み始めてしばらくは見習として勤め、ある程度の期間をおいて⁽¹⁾請状を提出するのだが、中には請状を出す前に辞めてしまう者もいた。これらは請状を出さなかったわけであるから、本稿での検討の対象外となる。⁽²⁾

1 京本店の入店奉公人数

越後屋京本店の各年次における奉公人数についてはかつて検討したことがある。⁽³⁾ここではある時点における奉公人数ではなく、ある一定期間を通じて越後屋の京本店に勤務した店表の奉公人の延べ人数はどれだけであったかという点について、できるだけ長期にわたつての検討を試みたい。かかる検討作業は、管見の限り試みられたことがないのだが、これは、二章で行なう店表奉公人の昇進比率の検討、三章で行なう退職銀の取得比率の検討の前提作業としての意味を持つ。すなわち比率を算出する際の分母を求めようとするものである。

(一) 享保四年(一七一九)から天保一〇年(一八三九)までの入店奉公人数

手代・子供の延べ人数をとらえる手がかりは「京本店手代子供請状」という史料である。先に述べたように、京本店に入店した奉公人は、店支配人宛に奉公人請状を差し出したが、その請状の控帳が「京本店手代子供請状」である。⁽⁴⁾この史料は、京本店の店表の奉公人を記載対象とするもので、下男は含まない。

「京本店手代子供請状」の記載事項は、①奉公人の名前、②年齢、③請人の住所・名前、④親の住所・名前、⑤旦那寺、⑥入店年月、⑦請状番号(整理のため付けられた通し番号)であり、この他に奉公人の兄弟の人数、口入人、昇進・改名・退職等異動記事が記されている場合がある(写真1)。

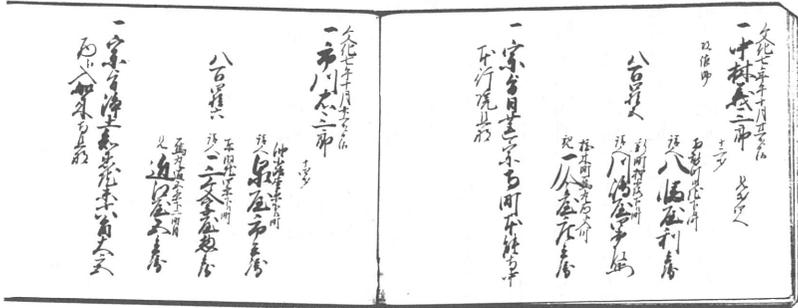
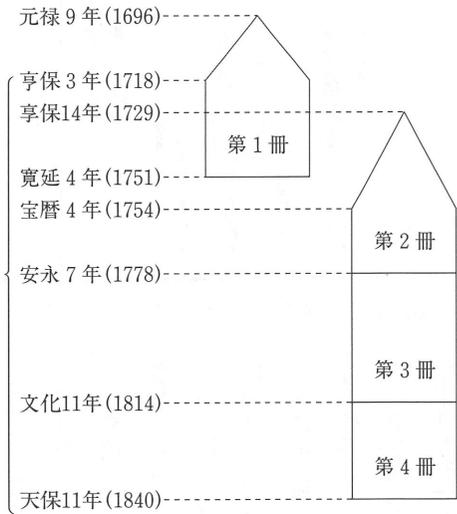


写真1 「京本店手代子供請状」の記載例（三井文庫所蔵史料 本1537）

現存する「京本店手代子供請状」は四冊であるが、その第一冊には、元禄九年（一六九六）〇月に入店した「東川万右衛門」（請状番号「一番」）を筆頭に、寛延四年（一七五二）七月に入店した「西沢勘三郎」（請状番号「五百九番」）まで五〇八人が記載されている。⁽⁵⁾冒頭に「享保三年戊四月古帳より写改」と記されてあることから、享保三年（一七一八）に古帳をもとに作り直されたことがわかる。筆頭の東川万右衛門が、享保三年（一七一八）当時の支配役（住込み奉公人の最高位）であることに留意すれば、この帳簿は享保三年（一七一八）四月時点において支配役以下の住込み奉公人を記載し、その末尾に、その後新たに入店した者を付け加えていったもの⁽⁶⁾と考えることができる。したがって元禄九年（一六九六）から享保三年（一七一八）四月については、この間に入店した奉公人のうち享保三年（一七一八）四月までに勤務を継続している者のみが記載されているのであり、この間の奉公人の全てが記載されているわけではない。しかし、享保三年（一七一八）四月以降入店した奉公人については、全員洩れなく記載されているものと見ることができるとする。その人数は、享保四年（一七一九）正月以降で区切れれば、四一八人を数える。

次に第二冊は、享保一四年（一七二九）四月に入店した「木村義右衛門」（請状番号「壹番」）を筆頭に、安永七年（一七七八）七月に入店した「中川重三郎」（請状番号「重り四六十五」）までの四六六人分の記載がある。⁽⁷⁾冒頭に「宝曆四年甲戌十月古帳より写改」という記載があることから、宝曆四年（一七五四）に古帳をもとに作り

第1図 「京本店手代子供請状」4冊の関係



保一〇年(一八三九)末までで区切れば、一二五五人となる。

このように請状番号に着目すれば「京本店手代子供請状」には二系列があることがわかる。すなわち①第一冊と②第二冊と第四冊の二系列である。これらの関係を图示すれば、第1図の様になる。

これら四冊の「京本店手代子供請状」から、享保四年(一七一九)から天保一〇年(一八三九)の間に京本店に入店した奉公人の延人数については、ほぼ遺漏なく求めることができるであろう。それは、同期間に四冊の「京本店手代子供請状」に記載されている奉公人の数(四一八十二五五〇一六七三人)から、以下の二つの数を差し引くことによって求められる。

①「京本店手代子供請状」第一冊と第二冊に重複して記載されている奉公人の人数〇七二人。

直されたことがわかる。この「古帳」とは、先に検討した「京本店手代子供請状」の第一冊とみてよい。筆頭の木村義右衛門が、宝暦四年(一七五四)当時の支配役であることに留意すれば、宝暦四年(一七五四)一〇月時点において支配役以下の住込み奉公人を記載し、その末尾にその後新たに入店した者を付け加えていったものと考えることができよう。

第三冊、第四冊は、第二冊と一連の請状番号が記されている。ちなみに第四冊の末尾は、天保一年(一八四〇)三月に請状を取り替えた「野崎万七」(請状番号「千二百五十三」)である。

第二冊から第四冊までには、一二五六人が記載されている。天

②請状の記載内容に変更が生じたことにより、重複して記載された奉公人の人数⁽⁹⁾三二人。

すなわち「京本店手代子供請状」によれば、享保四年（一七一九）から天保一〇年（一八三九）までに、京本店に入店した奉公人の数として、一五七〇という数値が得られる。

(二) 天保一一年（一八四〇）以降の入店奉公人数

それでは、「京本店手代子供請状」が残っていない期間、すなわち天保一一年（一八四〇）以降に入店した奉公人の人数はどのくらいであろうか。

ここでの手がかりもまた請状番号である。現存する奉公人請状の実物を見ると、その一点ごとに端裏書に番号が付されていることがわかる。「京本店手代子供請状」に記載されている年代、すなわち天保一一年（一八四〇）以前について、この請状自身の端裏の番号と「京本店手代子供請状」に記載された当該人の請状番号とを対照してみると、両者が一致することがわかる。したがって現存する請状の端裏に記された請状番号から、その請状が出された時点までに京本店に差し出された請状の総数を推定することが可能なのである。

現存する請状のうち最も新しいのは、請状番号一五六五の北条甚之助（慶応四年へ一八六八）入店、請状提出は明治三年（一八七〇）である。⁽¹⁰⁾先に述べたように「京本店手代子供請状」第四冊の末尾は、天保一一年（一八四〇）三月に請状を取り替えた「野崎万七」（請状番号「千二百五十三」）であった。したがって一五六五と一二五三の差をそのまま、天保一一年（一八四〇）三月以降、慶応四年（一八六八）四年までの入店奉公人数とみることができると言えばそうはいかない。それは、既に述べたように請状替などによって同一人物が重複して現われるケースが存在するからであり、入店奉公人数を求めるには、これをチェックしなければならない。

第1-1表 京本店店表奉公人の年次別入店人数

年 次	入店人数(うち転入者)	年 次	入店人数(うち転入者)
	人		人
享保 4年(1719)	10	宝暦 9年(1759)	23
享保 5年(1720)	19 (5)	宝暦10年(1760)	12
享保 6年(1721)	8	宝暦11年(1761)	8
享保 7年(1722)	12 (1)	宝暦12年(1762)	16
享保 8年(1723)	19	宝暦13年(1763)	15
享保 9年(1724)	3	明和元年(1764)	14 (1)
享保10年(1725)	8	明和 2年(1765)	5
享保11年(1726)	18	明和 3年(1766)	30
享保12年(1727)	9 (2)	明和 4年(1767)	26
享保13年(1728)	15	明和 5年(1768)	12
享保14年(1729)	24 (8)	明和 6年(1769)	10
享保15年(1730)	14	明和 7年(1770)	13
享保16年(1731)	12	明和 8年(1771)	14
享保17年(1732)	19	安永元年(1772)	13
享保18年(1733)	14	安永 2年(1773)	8
享保19年(1734)	20 (1)	安永 3年(1774)	21
享保20年(1735)	8 (1)	安永 4年(1775)	12
元文元年(1736)	13	安永 5年(1776)	9
元文 2年(1737)	25	安永 6年(1777)	22
元文 3年(1738)	16 (1)	安永 7年(1778)	14
元文 4年(1739)	18 (1)	安永 8年(1779)	20
元文 5年(1740)	9	安永 9年(1780)	11 (9)
寛保元年(1741)	10	天明元年(1781)	9
寛保 2年(1742)	11	天明 2年(1782)	17
寛保 3年(1743)	15 (1)	天明 3年(1783)	14
延享元年(1744)	9 (2)	天明 4年(1784)	12
延享 2年(1745)	7 (2)	天明 5年(1785)	13
延享 3年(1746)	7	天明 6年(1786)	11
延享 4年(1747)	6	天明 7年(1787)	6
寛延元年(1748)	8 (2)	天明 8年(1788)	2
寛延 2年(1749)	11	寛政元年(1789)	12
寛延 3年(1750)	5	寛政 2年(1790)	11
宝暦元年(1751)	15 (4)	寛政 3年(1791)	12
宝暦 2年(1752)	3	寛政 4年(1792)	14
宝暦 3年(1753)	15 (1)	寛政 5年(1793)	10
宝暦 4年(1754)	19 (2)	寛政 6年(1794)	6
宝暦 5年(1755)	10	寛政 7年(1795)	10
宝暦 6年(1756)	22	寛政 8年(1796)	12
宝暦 7年(1757)	14 (2)	寛政 9年(1797)	11
宝暦 8年(1758)	19	寛政10年(1798)	19

越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について（西坂）

年次	入店人数(うち転入者)	年次	入店人数(うち転入者)
	人		人
寛政11年(1799)	10	天保 6年(1835)	13
寛政12年(1800)	9	天保 7年(1836)	18
享和元年(1801)	11	天保 8年(1837)	13
享和 2年(1802)	12	天保 9年(1838)	26
享和 3年(1803)	13	天保10年(1839)	8
文化元年(1804)	8	小計	1570 (38)
文化 2年(1805)	15	天保11年(1840)	15
文化 3年(1806)	15	天保12年(1841)	6
文化 4年(1807)	7	天保13年(1842)	8
文化 5年(1808)	13	天保14年(1843)	7
文化 6年(1809)	13	弘化元年(1844)	15
文化 7年(1810)	12	弘化 2年(1845)	14
文化 8年(1811)	6	弘化 3年(1846)	6
文化 9年(1812)	10	弘化 4年(1847)	7
文化10年(1813)	7	嘉永元年(1848)	9
文化11年(1814)	21	嘉永 2年(1849)	11
文化12年(1815)	11	嘉永 3年(1850)	12
文化13年(1816)	16	嘉永 4年(1851)	12
文化14年(1817)	8	嘉永 5年(1852)	8
文政元年(1818)	7	嘉永 6年(1853)	6
文政 2年(1819)	14	安政元年(1854)	9
文政 3年(1820)	10	安政 2年(1855)	4
文政 4年(1821)	17	安政 3年(1856)	10
文政 5年(1822)	12	安政 4年(1857)	7
文政 6年(1823)	6	安政 5年(1858)	11
文政 7年(1824)	2	安政 6年(1859)	6
文政 8年(1825)	9	万延元年(1860)	4
文政 9年(1826)	28	文久元年(1861)	7
文政10年(1827)	5	文久 2年(1862)	4
文政11年(1828)	22	文久 3年(1863)	8
文政12年(1829)	18	元治元年(1864)	3
天保元年(1830)	18	慶応元年(1865)	4
天保 2年(1831)	20	慶応 2年(1866)	9
天保 3年(1832)	10		
天保 4年(1833)	14	小計	222
天保 5年(1834)	15	合計	1792 (38)

出所) 「京本店手代子供請状」(三井文庫所蔵史料 別36、本1536~1538)、「奉公人抱帳」(三井文庫所蔵史料 本1430~1434、別1184)、および本稿末「付表」。

- 注) 1. 「年次」については、京本店への入店年をとった。史料において住込開始の年次と請状提出の年次の両方の記載がある場合は、前者の年次をとった。
 2. 「入店人数」欄の()内には、京本店の入店人数のうち、三井同族宅または越後屋の他の店舗より転じて来たもの的人数を記した。

同一人物が重複して現われるケースの点検のために、請状番号一二五四から一五六六までを、現存する請状と対照させ、請状を出した奉公人の名前の一覧表を作成してみたのが、本稿末の「付表」である。これを見れば、一五五〇番（梅原新吉、慶応二年へ一八六六）までは大きな欠落がないが、一五五一番以降は未詳が目立つ。一五五一番以降については重複の点検が不十分にしかできないが、一五五〇番までについては意味のある検討が可能であろう。

この表から天保二年（一八四〇）から慶応二年（一八六六）までの入店奉公人を求めてみよう。すなわち一二五四から一五五〇（天保二年へ一八四〇）から慶応二年（一八六六）の間の請状点数は、番号重複を含めて三〇二通と計算できる。このうち実物が見当たらない請状は二二通、請状替などによって同一人物が重複して現われる請状が六八通ある。これらを差引きすることによって、天保二年（一八四〇）から慶応二年（一八六六）までの京本店の店表の入店奉公人として二二二という数値が得られる。

以上の検討から、享保四年（一七一九）から慶応二年（一八六六）までの一四八年間の京本店の店表の奉公人の新規入店人数として、一五七〇＋二二二＝一七九二人という数値を得ることができた。実際はこの数値を若干上回る可能性があるが、概要を論ずる上ではとりあえず十分であろう。⁽¹¹⁾

(三) 年次別入店人数

前項で算出した享保四年（一七一九）から慶応二年（一八六六）までに入店した京本店の店表奉公人一七九二人について、年次別に人数を表わしたのが第1-1表である。この表によれば、年次別入店人数が最も多かったのは明和三年（一七六六）の三〇人で、少ないのは天明八年（一七八八）の二人であることがわかる。平均すれば一年に、二二・一人となる。

時期的な変化を見るために、享保五年（一七二〇）から二〇年毎に、新規入店奉公人の年平均人数を示してみた（第1-

第1-2表 京本店店表奉公人の入店人数の変化

年 次	入店人数(年平均)	店表奉公人数(年平均)
	人	人
享保 5年(1720)～享保14年(1729)	13.5	—
享保15年(1730)～元文 4年(1739)	15.9	—
元文 5年(1740)～寛延 2年(1749)	9.3	114.7
寛延 3年(1750)～宝暦 9年(1759)	14.5	127.8
宝暦10年(1760)～明和 6年(1769)	14.8	130.7
明和 7年(1770)～安永 8年(1779)	14.6	135.0
安永 9年(1780)～寛政元年(1789)	10.7	123.7
寛政 2年(1790)～寛政11年(1799)	11.5	105.0
寛政12年(1800)～文化 6年(1809)	11.6	107.7
文化 7年(1810)～文政 2年(1819)	11.2	113.9
文政 3年(1820)～文政12年(1829)	12.9	113.4
天保元年(1830)～天保10年(1839)	15.5	110.3
天保11年(1840)～嘉永 2年(1849)	9.8	105.1
嘉永 3年(1850)～安政 6年(1859)	8.5	92.4
万延元年(1860)～慶応 2年(1866)	5.6	85.1

出所) 「入店人数」は第1-1表によった。「店表奉公人数」は、西坂靖「越後屋(本店一巻)店々奉公人数」(『三井文庫論叢』23号、1987年)第1表の手代欄・子供欄を合計した。

2表)。参考として店表奉公人数の年平均も示した。これによれば、入店人数は、一七二〇年代から一八三〇年代までは、概ね一〇人台を保持するが、このうち一七四〇年代、一七八〇年代、一八一〇年代に落込みを示す。一八四〇年代以降は漸減し、一八六〇年代には五・六人にまで減少する。

一方、店表奉公人数(手代・子供の合計人数)¹²⁾は、一七八〇～九〇年代に落込みを示し、一八四〇年代以降大きく減少する。入店人数は概ねこの動きに沿っている。

このような入店人数の動向は、何によって規定されていると考えればよいのだろうか。まず留意すべきは営業成績の動向であろう。越後屋の利益金の推移については、享保期(一七一六～一七三五)から元文元年(一七三六)に著しく増加したあと漸減し、安永元年(一七七二)頃に著減、文化一五年(一八一八)頃に若干さらに天保一三年(一八四二)から嘉永期(一八四八～一八五三)にかけて著しく減少することが指摘され

ている。⁽¹³⁾ 入店人数の増減も、若干のずれはあるものの、利益金の動きと対応させて考えることができる。つまり基本的には利益金の増減＝経営の動向により奉公人数の調整がなされていると言えよう。⁽¹⁴⁾

(1) 元禄八年(二六九五)の「家内式法帳」(三井文庫所蔵史料 本九四九)には、子供は三〇日以内に請状を出すようという規定があるが、『三井事業史』本篇第一卷二四七ページによれば、享保七年(一七二二)に京本店に入店した子供の請状提出は、翌年の三月になっている。

(2) 拙稿「越後屋(本店一巻)店々奉公人数」(『三井文庫論叢』二三号、一九八九年)二〇四～二〇五ページの注(18)において、①京本店「小遣目録」等の賄方系の勘定帳に記された奉公人数と、②京本店が所在した冷泉町の宗盲人別帳記載の奉公人数を比較し、①の人数の多さを指摘した。①の人数は、住込みの奉公人の生活を賄うために支出した費用が一日一人あたりいくらになるか算出するために記された数字で、店の側が生活の面倒をみた住込み奉公人の総数を示している。このうちには、請状を出す前に辞めてしまう者、江戸店・大坂店へ移る前に一時的に滞在している者も含まれていると見られる。①の人数が②に比べて多くなっているのはこのためと考えられる。

(3) 注(2)前掲拙稿。

(4) 「京本店手代子供請状」(三井文庫所蔵史料 別三六、本一五三六～一五三八)。

本店一巻の請状控としては、「京本店手代子供請状」のほかに「奉公人抱帳」(三井文庫所蔵史料 本一四三〇～一四三四、別一一八四)がある。これには、京本店に請状を出し「京本店手代子供請状」に記載された奉公人だけでなく、請状を出すに至る前に辞めてしまった子供や、京本店によって募集され、江戸・大坂に遣わされる前に一時的に滞在していた子供たちなども含めて、京本店に住み込んだ奉公人が一括して載せられている。改名や職階の移動など記載内容もこちらの方が詳細である。おそらくこちらが基本となる控帳で、「京本店手代子供請状」はこれから二次的に作成されたものか。なお『三井事業史』本篇第一卷二四四～二四七ページの分析はこの「奉公人抱帳」をもとにしたものである。

また、これらに先立つ請状控としては「京江戸大坂手代請状控」（三井文庫所蔵史料 別二一八七）がある。これは、十七世紀末期に京・江戸・大坂に勤めた手代子供の請状控で、このうち京本店分は、延宝四年（二六七〇）霜月の喜右衛門から元禄一四年（二七〇二）卯月二二日の小四郎までの六一人が記されている。記載事項は、奉公人の名前（名字を欠く）、請人の住所・名前・親の住所・名前、入店年月日で、旦那寺、年齢、請状番号は見られない。

(5) 「京本店手代子供請状 壱」（三井文庫所蔵史料 別三六〇）。人数と請状番号が一致しないのは、請状番号に欠番（一八八）があるためである。

(6) この帳面の筆頭から享保三年（一七一八）三月に奉公を始めた「窪田弥吉」（請状番号「七十五」）までの七五人が、享保三年（一七一八）四月時点の住込み奉公人とみられる。かれらは一ページ（半丁）に二人の割合で記載されているが、それ以降は一ページに一人の記載となる。

(7) 人数と請状番号が一致しないのは、請状番号に重複がある（四六十五）と「重り四六十五」ためである。

(8) 正確に言えば、寛延四年（二七五二）七月以降に入店した奉公人のうち、宝暦四年（二七五四）一〇月以前に退職してしまつたものについては、補足できないことになる。

(9) 「京本店手代子供請状」に記された番号は、あくまでも請状の番号であり、請状の記載内容に変更が生じて請状を改めて出したものについても、番号が付されている。つまり一番号一人という対応関係にはない。

(10) 《北条甚之助奉公人請状》（三井文庫所蔵史料 続五六六一三）。

(11) 欠落が想定されるのは以下の二箇所である。①寛延四年（二七五二）七月以降に入店した奉公人のうち、宝暦四年（二七五四）一〇月以前に退職してしまつた者、②天保一一年（一八四〇）から慶応二年（一八六七）の請状未詳分一二通のうち新規入店分。

(12) この「店表奉公人数」は、京本店の賄方系の勘定帳に記された奉公人数であり、請状を出す前に辞めてしまつた者、江戸店・大坂店へ移る前に一時的に滞在している者も含まれていると見られる。注（2）参照。

(13) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）二七七〜二七九ページ。

第2-1表 京本店店表奉公人の入店時
年齢別人数(1719~1866年
入店者の場合)

入店時年齢	人数	(比率)
	人	%
11歳	35	(2.0)
12歳	440	(25.1)
13歳	747	(42.6)
14歳	359	(20.5)
15歳	63	(3.6)
16歳	19	(1.1)
17歳	6	(0.3)
18歳	4	(0.2)
19歳	5	(0.3)
20歳	0	
21~30歳	14	(0.8)
31~40歳	20	(1.1)
41~50歳	1	(0.1)
51~60歳	1	(0.1)
不明	40	(2.3)
合計	1754	(100.0)

出所) 「京本店手代子供請状」(三井文庫所蔵史料 別36、本1536~1538)により、第1-1表掲載の人数について作成。

注) 「京本店手代子供請状」に入店時年齢の記載が欠けている者については、「奉公人抱帳」(三井文庫所蔵史料 本1430~1434、別1184)、「元服印形帳」(三井文庫所蔵史料続1164)、「年数控」(三井文庫所蔵史料 本1004、1005)により補った。

(一) 年齢

2 奉公人の年齢・出身地

(14) 入店人数の増減については、使用者側の事情のみならず、供給サイドの問題も考えなければならないが、こちらについては未検討である。

『三井事業史』本篇第一巻における享保七年(一七二二)入店者の検討では、入店年齢は二三、四歳が「圧倒的に多い」とされ、筆者が行なった元治元年(一八六四)時点の奉公人の入店年齢の検討では、入店年齢の平均は二一・六歳であった(ただし中年者を除く)。ここでは、享保四年(一七一九)から慶応二年(一八六六)までの一四八年間について検討を試

第2-2表 京本店店表奉公人の入店時年齢別入店時期変化

期 間 期間内入店者 の入店時年齢	享保5 (1720) ～元文4 (1739)		元文5 (1740) ～宝暦9 (1759)		宝暦10(1760) ～安永8 (1779)		安永9 (1780) ～寛政11(1799)		寛政12(1800) ～文政2 (1819)		文政3 (1820) ～天保10(1839)		天保11(1840) ～安政6 (1859)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
11歳	1	(0.4)	5	(2.3)	4	(1.4)	3	(1.4)	6	(2.6)	4	(1.4)	9	(4.9)
12歳	47	(17.2)	31	(14.0)	43	(14.7)	41	(18.5)	87	(38.2)	106	(37.3)	67	(36.6)
13歳	82	(29.9)	74	(33.3)	142	(48.5)	114	(51.4)	106	(46.5)	127	(44.7)	86	(47.0)
14歳	75	(27.4)	76	(34.2)	76	(25.9)	49	(22.1)	24	(10.5)	35	(12.3)	17	(9.3)
15歳	18	(6.6)	18	(8.1)	16	(5.5)	6	(2.7)	0	0	3	(1.1)	0	0
16歳	10	(3.6)	3	(1.4)	3	(1.0)	2	(0.9)	0	0	0	0	0	0
17歳	2		2		1		1		0		0		0	
18歳	2		1		1		0		0		0		0	
19歳	4		0		0		0		1		0		0	
20歳	0	(6.6)	0	(3.2)	0	(2.0)	0	(2.7)	0	(4.8)	0	(2.1)	0	(2.2)
21～30歳	3		2		3		3		1		1		1	
31～40歳	6		2		0		2		2		5		3	
41～50歳	1		0		0		0		0		0		0	
51～60歳	0		0		1		0		0		0		0	
不 明	23	(8.4)	8	(3.6)	3	(1.0)	0	0	1	(0.4)	3	(1.1)	0	0
合 計	274	(100)	222	(100)	293	(100)	221	(100)	228	(100)	284	(100)	183	(100)
平均年齢	14.3		13.8		13.5		13.5		13.0		13.2		13.0	

出所) 注) 第2-1表と同じ。

表3-1表 京本店店表奉公人の出身地
(1719～1866年入店者の場合)

親元住所	人数 (比率)		親元住所	人数 (比率)	
	人	%		人	%
京都	1068	(59.6)	越前	3	(0.2)
近江	256	(14.3)	三河	3	(0.2)
伊勢	122	(6.8)	加賀	2	(0.1)
山城 ^(注1)	72	(4.0)	丹後	1	(*)
撰津	52	(2.9)	出雲	1	(*)
丹波	36	(2.0)	石見	1	(*)
大和	34	(1.9)	淡路	1	(*)
伊賀	30	(1.7)	備前	1	(*)
美濃	24	(1.4)	美作	1	(*)
若狭	14	(0.8)	志摩	1	(*)
河内	8	(0.4)	武蔵	1	(*)
肥前	8	(0.4)	越後	1	(*)
紀伊	7	(0.4)	信濃	1	(*)
尾張	5	(0.3)	陸奥	1	(*)
伯耆	5	(0.3)	不明	32	(1.8)
			合計	1792	(100)

出所) 「京本店手代子供請状」(三井文庫所蔵史料 別36、本1536～38)、「奉公人抱帳」(三井文庫所蔵史料 本1430～34、別1184)により、第1-1表掲載の人数を対象に作成。

- 注) 1. 親元住所欄の「山城」は「京都」を含まない。
2. 比率欄の(*)は0.1パーセント未満を示す。

は一二歳から一四歳までの間に入店している。すなわち新規に入店する奉公人の大部分は元服前のいわゆる「子飼い」の奉公人であることがわかる。一七歳以上の者たちを、元服済みの者へ「中年者」と看做せば、全体の二・九パーセント存在している。⁽⁴⁾

時期的な変化を見るために、享保五年(一七二〇)から二〇年毎に、新規入店奉公人の年齢の構成比を示してみた(第2-2表)。これによれば、『三井事業史』の記述のごとく、一七二〇年代には二三歳、一四歳が中心になっているが、その後、一四歳が減少する一方で一二歳が増加し、一八〇〇年代以降両者が逆転する。この結果として平均年齢が一歳余り低下することになる。

みる。ちなみに前項で算出した、享保四年(一七一九)から慶応二年(一八六六)までに入店した京本店の店表奉公人一七九二人のうちには、三井各家や越後屋の他の店舗から京本店に移って来た三八人が含まれる。ここではこの三八人を除いた新規入店の一七五四人を検討対象とする。⁽⁵⁾

これらについて、入店時の年齢ごとにまとめたのが第2-1表である。最小一歳、最大五三歳、平均年齢を求めれば一三・四歳になる。これによれば、大半

もう一つ注目すべきは、一七歳以上の者の比率が減少することである。特に一七〜二〇歳の、〈子飼い〉奉公人に近い年代の者たちが消滅する。この結果一八二〇年以降の入店者は、一一〜一四歳のグループ（子飼い）と二二〜四〇歳のグループ（中年者）とに明瞭に二分化する。

（二） 出身地

『三井事業史』本篇第一巻によれば、呉服店開業から享保一五年（一七三〇）末までの期間において、奉公人のうち京都出身者が三五パーセントを占め、山城・近江・丹波を併せると六〇パーセントになる。その他、伊勢・伊賀で一八パーセントを占めたことが指摘されている。⁵⁾一方、筆者がかつて行なった、元治元年（一八六四）の時点での店表の奉公人の出身地の検討によれば、七五パーセントが京都出身であるという結果が得られた。⁶⁾ここでは、享保四年（一七一九）から慶応二年（一八六六）までの一四八年間の入店者を対象にして検討を試みたい。

「京本店手代子供請状」には奉公人の出身地という記載項目はないが、親の住所が記されているので、ここではそれを奉公人の出身地と看做す。前項で算出した享保四年（一七一九）から慶応二年（一八六六）までに入店した京本店の店表奉公人一七九二人について、出身地を国ごとにまとめたのが第3-1表である。これによれば、奉公人の出身地は、東は陸奥から西は出雲までの二八か国に及ぶが、山城（京都を含む）・近江・伊勢の三か国で八四・七パーセントを占めている。このうち京都が占める割合が圧倒的に大きいことが見て取れる。

時期的な変化を見るために、享保五年（一七二〇）から二〇年毎に、新規入店奉公人の生国の構成比を示してみた（第3-2表）。これによれば、第一に注目されるのは、京都の占める比率が著増していることである。一七二〇・三〇年代の入店者では三九パーセントだったものが、一七六〇・七〇年代には六〇パーセントをこえている。これに対し伊勢の

占める比率が、一七二〇・三〇年代の二二パーセントから一七四〇・五〇年代には八パーセント、さらに一七六〇・七〇年代には四パーセントと大きく減少しているのが目を引く。この二か国の他について見れば、近江は一〇パーセント台と一定限度の比率を保つが、摂津・丹波の比率が減少することがわかる。

概して言えば、奉公人の出身地が、山城(京都を含む)・近江に特化する傾向が進展している。先に述べたように、この傾向は幕末に至りいっそう顕著になる。

越後屋の奉公人の新規採用は基本的には縁故関係に依存するものと思われるが、十八世紀前半における伊勢の比率の

第3-2表 京本店店表奉公人の出身地の時期変化

親元住所	享保5(1720) ～元文4(1739)		元文5(1740) ～宝暦9(1759)		宝暦10(1760) ～安永8(1779)		安永9(1780) ～寛政11(1799)		寛政12(1800) ～文政2(1819)		文政3(1820) ～天保10(1839)		天保11(1840) ～安政6(1859)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
京都	117	(39.8)	140	(58.8)	179	(60.1)	144	(64.7)	143	(62.7)	192	(67.6)	121	(66.1)
近江	41	(13.9)	26	(10.9)	40	(13.6)	36	(16.2)	36	(15.8)	40	(14.1)	31	(16.9)
伊勢	65	(22.1)	19	(8.0)	13	(4.4)	7	(3.2)	8	(3.5)	6	(2.1)	4	(2.2)
山城 ^(注)	9	(3.1)	8	(3.4)	10	(3.4)	5	(2.3)	10	(4.4)	14	(4.9)	8	(4.4)
摂津	10	(3.4)	14	(5.9)	14	(4.8)	4	(1.8)	4	(1.8)	4	(1.4)	2	(1.1)
丹波	11	(3.7)	8	(3.4)	5	(1.7)	4	(1.8)	4	(1.8)	1	(0.4)	1	(0.5)
その他	24	(8.2)	15	(6.3)	29	(9.9)	22	(9.9)	22	(9.6)	25	(8.8)	16	(8.7)
不明	17	(5.8)	8	(3.4)	4	(1.4)	0		1	(0.5)	2	(0.7)	0	
合計	294	(100)	238	(100)	294	(100)	222	(100)	228	(100)	284	(100)	183	(100)

出所) 第3-1表に同じ。

(注) 「山城」は「京都」を含まない。

高さは、この段階での三井とその本貫地である伊勢との結び付きの強さを示すものであろう。その後の京都の増加は、三井が京都内部ではりめぐらした本家―別家関係⁽⁷⁾や、京都内部での商売上の関係によるネットワークへの依存の拡大、すなわち三井が京都の都市社会にいつそう根を下ろしていったことを端的に表わしている。

(1) 『三井事業史』本篇第一巻（一九八〇年）二四六ページ。

(2) 西坂靖「大店の奉公人の世界」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ 人』東京大学出版会、一九九〇年）一四七ページ。

(3) 転入者を除外したのは、奉公を始めた年次が明らかでない者が大部分であることによる。転入者三八人の内訳は、三井同族宅から一八人、綿店から九人、上之店から四人、江戸店から三人、大坂店から三人、不明一人である。また三八人のうち二六人については京本店移籍時点の年齢がわかる。最大二七歳、最小一四歳で、平均一七・二歳になる。転入者の時期別人数については、次節の注(3)参照。

(4) ここで中年者の基準を入店時年齢が一七歳以上の者としたのは、「元服印形帳」（三井文庫所蔵史料 続一一六四）により、宝暦六年（一七五六）以降元服した者の入店時の年齢を検討したところ、すべて一六歳以下であることが知られたことによる。

(5) 『三井事業史』本篇第一巻二五〇ページ。

(6) 西坂靖「大店の奉公人の世界」一四二―一四三ページ。

(7) 奉公人の出自については、別家の子弟がどの程度の割合を占めるかという点も重要だが、この点は今後の課題としたい。親が屋号で登場するケースについては、越後屋と他の屋号が区別できるが、屋号ではなく名字を名乗っている場合には、別家かどうかの確認作業が必要になる。ちなみに享保四年（一七一九）から慶応二年（一八六六）までに入店した一七九二人のうち、親が屋号を用いているのが一二四七人で、そのうち越後屋は一七一人（二三・七パーセント）である。

二 昇進

越後屋の店表の奉公人の昇進の過程については、いくつかの事例が紹介されており、「厳しい振落しの過程」であることが指摘されている。⁽¹⁾しかしながら各職階について何割くらいの者が何歳くらいで昇進するのかといった昇進過程の全体像は必ずしもあきらかにされていない。この点の検討が本章の課題である。

手代の昇進については、どの職階への昇進の場合は、勤務何年、何歳を目安とすべしというような明文化された規定は見出していない。⁽²⁾本章では個々の手代の昇進の事例を積み上げ、それにより全体の議論を進めていくことにする。具体的には、元服および上座役以上の名目役への昇進の様相を検討したい。

ここでは、店表の奉公人のうち元服前に入店した、いわゆるへ子飼いの奉公人を検討対象とする。そのため、①一七歳以上の、元服済みと見られる者（へ中年者）と呼ぶべき者（六三人）、②入店時年齢が不明な者（五二人）を除いた。さらに③三井各家や越後屋の他の店舗から京本店に移って来た者（三八人）、④勤務途中で越後屋の他の店舗に転出した者（二七人）、⑤退職後、再び勤務したもの（一人）を除いた。前節で算出した享保四年（一七一九）から慶応二年（一八六六）までに入店した京本店の店表奉公人一七九二人から、①から⑤の人数を除いた一四四四人が本節での検討対象である。⁽³⁾

(1) 『三井事業史』本篇第一卷（一九八〇年二五―二五四ページ）。

(2) ただし名目役に昇進できる勤務年数の幅については、元禄一六年（一七〇三）の「定」（三井文庫所蔵史料 本一〇三五）

に規定がある『三井事業史』本篇第一巻二五二ページ参照。これによれば、上座は一〇年から一五年、組頭は一二年から一八年とされている。

(3) ①②③④⑤の人数および本章での検討対象人数を、享保五年(一七二〇)から二〇年毎に示せば左の通り。

入店人数	享保 五(一七二〇)	元文 五(一七四〇)	宝暦 一〇(一七六〇)	安永 九(一七八〇)	寛政 二(一八〇〇)	文政 三(一八二〇)	天保 一(一八四〇)	享保 四(一七一九)
	元文 四(一七三九)	宝暦 九(一七五九)	安永 八(一七七九)	寛政 一(一七九九)	文政 二(一八一九)	天保 一〇(一八三九)	安政 六(一八五九)	慶応 二(一八六〇)
	二九四	一三八	二九四	二二二	二二八	二八四	一八三	一七九二
① 一七歳以上	二二	二二	七	七	四	六	四	六三
② 年齢不明	三〇	一三	三	〇	一	三	〇	五二
③ 中途転入者	二〇	一六	一	一	〇	〇	〇	三八
④ 中途転出者	六九	三〇	三三	一四	二〇	四六	七	二二七
⑤ 再勤者	四	二	一	二	〇	一	二	一一
検討対象人数	一七三	一七七	二五二	二〇一	二〇三	二三〇	一七〇	一四四四

一七九二人と一四四四人との差と、①②③④⑤の合計とが一致しないのは、①②③④⑤相互に重複があるためである。このうち①へ中年者については、四章で検討する。③転入者については、一章二節注(2)で触れた。ここでは人数が比較的多い④転出者について簡単に見ておきたい。まず転出先を見れば、江戸店が一三三人(東京三人を含む)、大坂店が八〇人である。このほか京都の紅店八人、上之店五人、勘定場五人、三井同族宅五人、伊勢が一人いる。転出時の職階を見れば、名目役の者は、組頭役が五人、役頭役が三人いるのみである。元服したかがわかる宝暦三年(一七五三)以降の入店者についてみれば、一四三人の転出者のうち、元服済みの者は二七人(一八・九パーセント)であった。このうち一七人は京都内(紅店六人、上之店五人、勘定場五人、同族宅一人)での移動である。すなわち転出者の多くは、入店後余り年数を経っていない元服前の子供が、江戸・大坂に遣わされたものであると言える。元服後の手代の移動は少なく、転出先も京都内部が

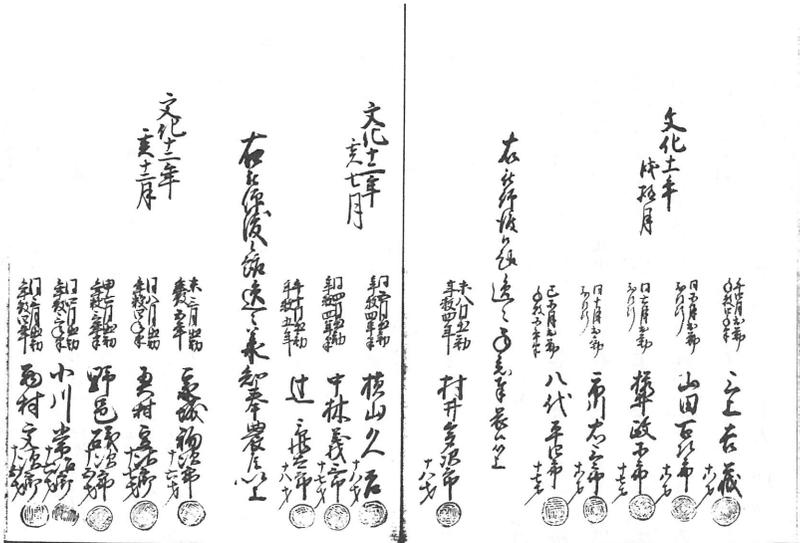


写真2 「元服印形帳」印形部分記載例（三井文庫所蔵史料 続1164）

多くなっている。転入者と併せて考えても、手代の店舗間の交流の少なさが指摘できる。転出者が、他店舗に転じたあと、どの職階まで昇進したかについて明らかにすることは、改名などの事情もあり、かなり困難である。転出者を昇進検討の対象から除外したのはこのためである。また、越後屋の他店舗へ転出後、再び京本店に戻ってきた者が一三人いるが、これらは、③の二二七人の中に含まなかった。

1 元服

新規に入店した奉公人の大部分を占める子供にとって、ライフヒストリーの第一の節目は、元服して手代になることであった。子供のうちどれくらいの部分か、また何歳頃に、元服して手代になれたのだろうか。この点は従来検討がなされていない問題である。ここでは「元服印形帳」という史料を手がかりとしたい。

「元服印形帳」は、元服により新たに手代となる子供が、手代としての心構えを読み聞かせられ、印形をついたもの

第4表 京本店子供の元服率の変化

期 間	宝暦10(1760)	安永9(1780)	寛政12(1800)	文政3(1820)	天保11(1840)
	～ 安永8(1779)	～ 寛政11(1799)	～ 文政2(1819)	～ 天保10(1839)	～ 安政6(1859)
期間内入店 子供人数 ^(注)	252人 (100%)	201人 (100%)	203人 (100%)	230人 (100%)	170人 (100%)
うち元服人数	151人 (59.9%)	120人 (59.7%)	137人 (67.5%)	111人 (48.3%)	99人 (58.2%)

出所) 「元服印形帳」(三井文庫所蔵史料 続1164)。

注) 第1-1表の人数より、転出者・転入者・再勤者および入店時年齢17歳以上または不明の者を除いた人数。

で、本文部分は寛保三年(一七四三)に申し渡された。印形部分は宝暦六年(一七五六)一二月から明治四年(一八七二)一二月までで、毎年七月と一二月に、元服した各人について、①勤務年数、②年齢が記されている(写真2参照)。「元服印形帳」に印形をおしている者の数は、宝暦六年(一七五六)から明治四年(一八七二)までの一六六年間に、七二七人を数える。

(一) 元服比率

元服の時点まで奉公を継続する子供は、入店した子供全体から見ればどれだけの比率になるのだろうか。まずこの点から検討を加えたい。

現存する「元服印形帳」の印形部分は宝暦六年(一七五六)一二月から始まるが、この年に元服したのは宝暦三年(一七五三)に入店した子供たちである。この年から慶応二年(一八六六)までに入店した子供が元服する比率を出して見よう。分母の数值は、本節冒頭で求めた一四四四人(享保四年から慶応二年までに京本店に入店した一七九二人から、入店時年齢一七才以上または不明の者および転出者・転入者・再勤者を除いた人数)のうち、宝暦三年(一七五三)から慶応二年(一八六六)までに入店した奉公人一八〇人とする。

「元服印形帳」によれば、このうち六八六人が、元服し手代の末端に連なったことが明らかになる。比率にすれば五八・一パーセントである。

时期的な変化を見るために、宝暦一〇年(一七六〇)から二〇年毎に、各期間の新規入店

第6表 京本店子供の入店年齢と元服年齢
(1753~1866年入店子供の場合)

入店年齢	平均元服年齢 (元服人数/入店人数)		
	歳	標準偏差	人 人
11歳	16.0	[0.39]	(13 / 29)
12歳	16.2	[0.71]	(185 / 330)
13歳	16.7	[0.75]	(337 / 557)
14歳	17.4	[0.65]	(129 / 228)
15歳	18.2	[0.61]	(19 / 30)
16歳	18.0	[0]	(3 / 6)
合 計			(686 / 1180)

出所) 第5表に同じ。

第5表 京本店子供の元服年齢別人数
(1753~1866年入店子供の場合)

元服年齢	人数 (比率)	
	人	%
15歳	33	(4.8)
16歳	251	(36.6)
17歳	267	(38.9)
18歳	123	(17.9)
19歳	12	(1.7)
合 計	686	(100)

出所) 第1-1表記載の1753~1866年の人数より、転出者・転入者・再勤者および入店時年齢17歳以上または不明の者を除いた人数について、「元服印形帳」(三井文庫所蔵史料 続1164)との対照により作成。

第7表 京本店子供の元服平均年齢の時期変化

期 間	宝暦10(1760) ~安永8(1779)	安永9(1780) ~寛政11(1799)	寛政12(1800) ~文政2(1819)	文政3(1820) ~天保10(1839)	天保11(1840) ~安政6(1859)
平均元服年齢	17.1歳	16.8歳	16.4歳	16.4歳	17.0歳
標準偏差	[0.77]	[0.90]	[0.78]	[0.84]	[0.78]
(元服人数)	(151人)	(120人)	(137人)	(111人)	(99人)

出所) 第4表記載の人数について、「元服印形帳」(三井文庫所蔵史料 続1164)により作成。

の子供が元服する比率と人数をみたのが、第4表である。これによれば、元服比率は、一八〇〇・一〇年代の入店者のそれが一旦上昇、一八二〇・三〇年代に低下するが、一八四〇・五〇年代には回復する⁽²⁾。全体として見れば、概ね六〇パーセント前後であると言える⁽³⁾。ちなみに元服比率が六〇パーセントということは、入店した子供のうち四〇パーセントは元服前に退職してしまうということである。

(二) 元服年齢

宝暦三年(一七五三)から慶応二年(一八六六)までの入店者のうち、元服した六八六人の元服時の平均年齢を求めれば、一六・八歳という数値が得られる。

次に、これらについて元服年齢ごとの人数をまとめたのが、第5表である。早

い者で一五歳、遅い者で一九歳までに元服している。一六歳・一七歳で全体の四分の三を占めるが、元服年齢として、ある年齢が定まっているのではなく、ある程度の幅があることがわかる。

それでは入店後ある一定の年数を勤めれば元服に至るのだろうか。入店年齢と元服年齢との関係をみるため、入店年齢ごとに元服年齢の人数をまとめたのが、第6表である。これによれば、入店年齢ごとに元服年齢の平均値が異なることがわかるが、入店年齢と元服年齢の差は一定ではない。つまり機械的に、何年勤めれば元服するというものでもないらしいことがわかる。入店年齢ごとに、何年勤めれば元服するという、おおよその目安はあるものと考えられるが、年齢・勤務年数だけでなく、他の要因も加味されるものらしい。しかしながら、元服について明文化した規定は見出していない。

時期的な変化を見るために、第4表を下敷にして、宝暦一〇年（一七六〇）から二〇年毎に、各期の新規入店奉公人について、元服の年齢の変化をみたのが、第7表である。これによれば、一七八〇～一八三九年の間に元服年齢は若干の低減を示し、一八四〇年代以降また上昇するが、変化の幅は一歳に満たないものであり、全体としては平均元服年齢には大きな変化の見られないことがわかる。また標準偏差が示すようにばらつきにも大きな変化はなく、元服年齢が収束するような傾向もみられない。

(1) 「元服印形帳」(三井文庫所蔵史料 続一一六四)。

(2) 一八〇〇～一八五〇年代にかけての入店者の元服率の増減の事情については未検討である。

(3) 安岡重明「三井京両替店における奉公人の勤続事情」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』四二号、一九八九年)一〇～一二ページでは、三井京両替店の奉公人の退職について検討しているが、これによれば、文化二年(一八〇五)在店及

第8表 承記の種類・記載期間・記載人数

承記	記載期間	記載人数
上座役承記	享保5(1720)～明治4(1871)	375人
役頭役承記	享保6(1721)～明治3(1870)	265人
組頭役承記	享保5(1720)～明治4(1871)	242人
支配人承記	享保6(1721)～明治3(1870)	151人

出所) 「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 続1168)、「役頭役承記」(三井文庫所蔵史料 続1167)、「組頭役承記」(三井文庫所蔵史料 続1166)、「支配人承記」(三井文庫所蔵史料 続1165)。

京本店の手代の職階を第2図に示した。元服に続く、奉公人のライフヒストリーの第二の節目は、上座役になり、名目役手代の末端に連なることである。ここでは、上座役から支配役までの昇進状況を「承記」という史料を素材にして検討したい。

「承記」は、新規に昇進した手代が、読み聞かせられ、銘々請印をついたものである。職階に対応し「上座役承記」⁽¹⁾、「役頭承記」⁽²⁾、「組頭承記」⁽³⁾、「支配人承記」⁽⁴⁾の四種類があり、本文にはそれぞれ職階ごとの心構え、役料等が記されている。いずれの「承記」も本文は、享保九年(一七二四)正月に申し渡され、当時のその職階にあったものが捺印、以後明治初年まで新たに任じられたものが順次印形をおしていった(写真3参照)。これら一連の「承記」から享保五、六年(一七二〇、二一)から明治三、四年(一八七〇、七二)にかけての上座役から支配役までの昇進の状況がわかる。

第8表は「承記」記載の期間と人数をまとめたものである。これから平均すれば、一年ごとに、上座役が二・五人、役頭役が一・八人、組頭役が一・六人、支配役が一・〇人の割合で、新たに誕生していることがわかる。

(一) 昇進比率

京本店に入店した子供のうち、どれくらいかの割合が、上座役・役頭役・組頭役そして支配役への昇進を遂げるのだろうか。『三井事業史』本篇第一巻では、享保七、八年(一七三二、三三)に京本店に採用された子供四九人(江戸勤務を含む)⁽⁵⁾のうち六人が上座役以上の名目役に昇進したことを紹介している。また筆者も文化七年(一八一〇)

第9-1表 京本店子供の昇進人数・比率 (1720～1839年入店子供の場合)

	人数	(比率)
期間内入店子供人数 ^(注)	1236人	(100%)
うち 上座役昇進者	292	(23.6)
役頭役昇進者	213	(17.2)
組頭役昇進者	182	(14.7)
支配役昇進者	123	(10.0)
宿持手代昇進者	45	(3.6)

出所) 「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 続1168)、「役頭役承記」(三井文庫所蔵史料 続1167)、「組頭役承記」(三井文庫所蔵史料

続1166)、「支配人承記」(三井文庫所蔵史料 続1165)。

注) 第1-1表記載の1720～1839年の人数により、転出者・転入者・再勤者および入店時年齢17歳以上または不明の者を除いた人数。

第9-2表 京本店子供の昇進人数・比率の時期変化

期 間	享保5 (1720) ～元文4 (1739)		元文5 (1740) ～宝暦9 (1759)		宝暦10 (1760) ～安永8 (1779)		安永9 (1780) ～寛政11 (1799)		寛政12 (1800) ～文政2 (1819)		文政3 (1820) ～天保10 (1839)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
期間内入店子供人数	173	(100)	177	(100)	252	(100)	201	(100)	203	(100)	230	(100)
うち 元服した者	—	—	—	—	151	(59.9)	120	(59.7)	137	(67.5)	111	(48.3)
上座役昇進者	47	(27.2)	44	(24.9)	55	(21.8)	42	(20.9)	52	(25.6)	52	(22.6)
役頭役昇進者	31	(17.9)	33	(18.6)	40	(15.9)	34	(16.9)	38	(18.7)	37	(16.0)
組頭役昇進者	28	(16.2)	23	(13.0)	36	(14.3)	32	(15.9)	34	(16.7)	28	(12.1)
支配役昇進者	18	(10.4)	17	(9.6)	21	(8.3)	23	(11.4)	24	(11.8)	19	(8.3)
宿持手代昇進者	8	(4.6)	6	(3.4)	9	(3.6)	6	(3.0)	5	(2.5)	11	(4.8)

出所) 注) 第9-1表と同じ。

入店の子供一二人のうち名目役に昇進した者が五人であったことを示した。⁽⁶⁾ しかしながら、これらはいずれも断片的な事例に過ぎない。ここでは、享保五年(一七二〇)を上限とし、天保一〇年(一八三九)を下限として、この間に入店した子供を対象に、昇進比率の検討を行ないたい。⁽⁷⁾

本章冒頭でもとめた享保四年(一七一九)から慶応二年(一八六六)までの京本店入店者一四四四人のうち、享保五年(一七二〇)から天保一〇年(一八三九)の一二〇年間の入店者は一二三六人となる。これらの者たちについて、第9-1表に、職階ごとに昇進者の数と比率をあらわした。これによれば、上座役に昇進した者は入店者全体の二三・六パーセントである。逆の視点から見れば、入店者のうち七六・四パーセントの者が、上座役以前に退職してしまうことになる。さらに役頭役に昇進した者は一七・二パーセント、組頭役に昇進した者は一四・七パーセント、支配役に昇進した者は一〇・〇パーセントになる。ちなみに「支配人承記」の各人ごとの付記から、京本店の宿持手代に昇進した者の人数が四五人(三二・六パーセント)であることがわかる(他に紅店通勤支配格になった者が三人いる)。

時期的な変化を見るために、享保五年(一七二〇)から二〇年毎に、各期の新規入店の子供のうち各職階へ昇進した者の人数と比率を表わしたのが第9-2表である(宝暦一〇年へ一七六〇以降には元服人数と比率も示してみた)。これによれば、一七二〇・三〇年代と、一〇〇年後の一八二〇・三〇年代を比べれば、後者の昇進比率が低くなっている。⁽⁸⁾ 役頭・組頭・支配役に着目して、もう少し子細に見れば、一七四〇〜七〇年代に昇進比率が低下し、一七八〇〜一八一〇年代にかけて上昇、一八二〇・三〇年代は低下する。⁽⁹⁾ しかし全体として見た場合、昇進比率の変化の幅は、役頭・組頭・支配役の場合二〜四ポイント、上座役でも六ポイント余りで、急激な変化は見られず、安定的に推移しており、このこと自体が最も注目されるべきであると考ええる。

第10-1表 京本店名目役手代の昇進時年齢 (1720～1839年入店子供の場合)

期間内入店子供 入店時の年齢	平均	[標準偏差]	最小～最大
	13.1	[0.91]	11～16
上座役昇進時の年齢	27.2	[1.28]	23～31
役頭役昇進時の年齢	30.0	[1.36]	26～34
組頭役昇進時の年齢	32.7	[1.47]	28～36
支配役昇進時の年齢	35.5	[1.60]	32～40
宿手代昇進時の年齢	39.4	[1.82]	36～45

出所) 第9-1表記載の人数について計算。

第10-2表 京本店名目役手代の昇進時年齢の時期変化

期間内入店子供 入店時の平均年齢	享保5 (1720) ～元文4 (1739)		元文5 (1740) ～宝暦9 (1759)		宝暦10 (1760) ～安永8 (1779)		安永9 (1780) ～寛政11 (1799)		寛政12 (1800) ～文政2 (1819)		文政3 (1820) ～天保10 (1839)	
	平均年齢	標準偏差	平均年齢	標準偏差	平均年齢	標準偏差	平均年齢	標準偏差	平均年齢	標準偏差	平均年齢	標準偏差
元服時の平均年齢	—	—	13.4	[0.95]	17.1	[0.77]	16.8	[0.90]	16.4	[0.78]	16.4	[0.84]
上座役昇進時の平均年齢	27.4	[1.06]	25.9	[1.23]	27.4	[1.17]	27.7	[1.37]	27.3	[1.03]	27.3	[1.05]
役頭役昇進時の平均年齢	30.0	[1.02]	28.8	[1.31]	30.0	[1.60]	30.9	[1.18]	30.0	[1.09]	30.1	[1.01]
組頭役昇進時の平均年齢	32.6	[1.21]	31.2	[1.32]	32.7	[1.52]	33.7	[1.32]	33.1	[1.25]	32.7	[1.07]
支配役昇進時の平均年齢	35.3	[1.63]	34.4	[1.41]	35.5	[1.56]	36.8	[1.38]	35.6	[1.45]	35.3	[1.08]
宿手代昇進時の平均年齢	40.3	[2.11]	38.0	[2.00]	39.7	[1.41]	40.5	[1.26]	38.8	[1.07]	39.1	[1.67]

出所) 第9-2表に記載された人数について計算。

(二) 昇進年齢

『三井事業史』本篇第一巻では、享保一〇年（一七二五）の本店の名目役手代の勤続年数から、その年齢を上座役二九〜三〇歳、役頭役・組頭役三二〜三三歳、支配役三八〜三九歳と算出している。⁽¹⁰⁾筆者の元治元年（一八六四）時点の京本店店表奉公人の検討でもこれに近く、上座役二八〜三一歳、役頭役三一〜三五歳、組頭役三二〜三五歳、支配役三二〜三九歳であった。⁽¹¹⁾ここでは、享保五年（一七二〇）から天保一〇年（一八三九）までの二二〇年間に入店した子供を対象にして、各職階への昇進時の平均年齢を割出すことにより、ライフヒストリーの標準型を提示してみたい。「承記」には年齢記載はないが、「元服印形帳」および「京本店手代子供請状」等により、昇進時の年齢を算出することができる。⁽¹²⁾

第9-1表の上座役・役頭役・組頭役・支配役に昇進した者について、その昇進時の年齢の平均値と最大値・最小値をあらわしたのが第10-1表である。これによれば、一三歳で入店、二七歳で上座役、三〇歳で役頭役、三三歳で組頭役、三六歳で支配役、四〇歳で宿持手代というのが手代の昇進の標準であることがわかる。一方でまた昇進年齢に幅のあること、および上位の職階になるほどばらつきが大きくなることが見て取れる。

次に時期的な変化をみるために、第9-2表の享保五年（一七二〇）から二〇年毎に示した上座役・役頭役・組頭役・支配役のそれぞれの職階の昇進者について、その昇進時の年齢の平均値をあらわしたのが第10-2表である。注目されるのは、一三〇年にわたり、各職階の昇進時平均年齢が、一、二歳程度のずれの範囲で、ほぼ一定しており、大きな変化は認められないことである。⁽¹³⁾個々の事例を取り出せば、結構ばらつきがあるのだが、二〇年毎に平均値を算出すれば、概ね一致してしまう。これは越後屋の奉公人制度の昇進システムが長期にわたり極めて安定的に存在していたことを示すものであろう。

第11-1表 京本店手代の昇進年齢と次職階昇進比率(1753～1839年入店子供の場合)

入店→元服			元服→上座役			上座役→役頭役			役頭役→組頭役			組頭役→支配役		
人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
11歳	17	→ 7 (41.2)	15歳	30	→ 14 (46.7)	25歳	13	→ 9 (69.2)	27歳	3	→ 2 (66.7)	30歳	6	→ 4 (66.7)
12歳	252	→141 (56.0)	16歳	214	→ 93 (43.5)	26歳	41	→ 35 (85.4)	28歳	12	→ 11 (91.7)	31歳	16	→ 9 (56.3)
13歳	463	→285 (61.6)	17歳	221	→ 80 (36.4)	27歳	76	→ 56 (73.7)	29歳	35	→ 29 (82.9)	32歳	26	→ 18 (69.2)
14歳	208	→116 (55.8)	18歳	95	→ 29 (30.5)	28歳	50	→ 36 (72.0)	30歳	48	→ 43 (89.6)	33歳	44	→ 34 (77.3)
15歳	30	→ 19 (63.3)	19歳	11	→ 2 (18.2)	29歳	32	→ 20 (62.5)	31歳	39	→ 33 (84.6)	34歳	29	→ 19 (65.5)
16歳	6	→ 3 (50.0)				30歳	4	→ 4 (100)	32歳	19	→ 15 (78.9)	35歳	11	→ 7 (63.6)
計	976	→571 (58.5)	計	571	→218 (38.2)	計	218	→162 (74.3)	計	162	→138 (85.2)	計	138	→ 93 (67.4)

注) %欄の下線は平均%を上回っていることを示す。

第11-2表 京本店手代の昇進年齢と次職階昇進年齢(1753～1839年入店子供の場合)

入店→元服		元服→上座		上座→役頭		役頭→組頭		組頭→支配	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
11歳	→15.9歳 [0.35]	15歳	→25.9歳 [0.64]	25歳	→27.7歳 [0.47]	27歳	→30.5歳 [0.50]	30歳	→33.0歳 [0]
12歳	→16.1歳 [0.66]	16歳	→26.9歳 [0.99]	26歳	→29.0歳 [0.53]	28歳	→30.6歳 [0.64]	31歳	→33.7歳 [1.15]
13歳	→16.7歳 [0.73]	17歳	→27.5歳 [0.96]	27歳	→29.9歳 [0.59]	29歳	→31.8歳 [0.62]	32歳	→34.8歳 [0.69]
14歳	→17.4歳 [0.66]	18歳	→28.6歳 [1.07]	28歳	→30.9歳 [0.36]	30歳	→32.9歳 [0.47]	33歳	→35.9歳 [0.60]
15歳	→18.2歳 [0.61]	19歳	→30.0歳 [1.00]	29歳	→32.0歳 [0.38]	31歳	→33.7歳 [0.67]	34歳	→37.0歳 [0.86]
16歳	→18.0歳 [0]			30歳	→32.8歳 [0.43]	32歳	→34.7歳 [0.62]	35歳	→37.9歳 [0.35]
				31歳	→33.5歳 [0.50]	33歳	→35.6歳 [0.80]	36歳	→39.0歳 [0]
				→16.7歳 [0.87]	→27.3歳 [1.21]	→30.2歳 [1.32]	→32.9歳 [1.40]	→35.8歳 [1.52]	

出所) 第11-1表の昇進人数について、平均年齢を算出。注) 最下段は次職階昇進年齢の平均値。[]内は標準偏差。

(三) 昇進年齢と昇進比率

昇進の過程は、「振落しの過程」と指摘されているように、生き残り競争の様相を呈していたと見られている。また手代の内部での昇進の遅速の差の存在は、第10-1表に示した昇進年齢の幅からも明らかである。⁽¹⁴⁾ここでは、手代の出世競争の有り様について、若干の検討を加えたい。

第一に検討したいのは、昇進年齢の早い者は短期にさらに上の職階に進み、一方昇進年齢が晚い者から淘汰されていくと考えてよいのだろうかということである。

昇進年齢の早晩と次職階への昇進について、具体的にみてみよう。第11-1表は、宝暦三年（一七五二）から天保一〇年（一八三九）に入店した子供を対象として、入店から支配役までの各職階について、昇進年齢ごとに、次の職階に進んだ人数と比率を示したものである。また第11-2表は、第11-1表記載の人数について、昇進年齢ごとに次の職階に進んだ年齢の平均値を示したものである。

まず第11-2表を見れば、昇進年齢が早い者は、次の職階の昇進年齢も早いことがわかる。しかしながらこれは、次の職階に昇進するまでに必要とされる年数の平均が、昇進年齢の早晩にかかわらず、ほぼ一定であることによるものである。この表の限りでは、年功制的昇進システムがとられていると言える。

次に第11-1表をみてみよう。元服↓上座役についてみれば、早く元服した者の方が、次の職階に進む比率が相対的に高いと言える。しかし役頭役↓組頭役、組頭役↓支配役の段階では、早い年齢での昇進が、次の昇進に繋がるとは一概に言えなくなっている。また一方で、昇進年齢の晚い者の、次の職階への昇進比率が格段に低くなっていることもない。

第二に、視角を変えて、生き残り競争の勝者であると見られる上級手代層に着目してみよう。最終的に高い職階を占

(B)支配役になる前に退職した者たちのグループに分けて、各職階の昇進年齢を比べてみたものである。

はじめに、各職階の昇進時の平均年齢を比べて見よう。これによれば、入店時平均年齢から組頭役昇進時平均年齢まで、一貫して(A)支配役昇進者グループの方が若いのだが、その差は、大きくて〇・二歳と僅少である。両者のグループの差は明確ではない。

次に昇進年齢別の人数分布を見てみよう。(A)支配役昇進者の上座年齢、役頭年齢、組頭年齢に着目して見ると、(B)非昇進者のグループに比べて、年齢の若い部分に集まっているという傾向はみられない。昇進年齢が若い者のなかから支配役に昇進するものも少なくない。非昇進者と区別されるグループを形成していないことがわかる。

昇進年齢の幅も、人数のばらつきについても、両者の差は明確ではなく、支配役昇進者グループを、それ以外のグループから分離してとらえることは難しい。上座役や役頭役に早い年齢で昇進した者が必ずしも支配役まで昇進するわけではないし、一方昇進年齢が遅いと看做される者の中からも支配役に昇進する者が多くいることが注目される。⁽¹⁵⁾第12表の限りでは、支配役昇進者を昇進競争の先頭グループを走る者たちということとはできない。

単純に考えれば、優秀で勤勉な手代(または強力な縁故関係を有する手代)ほど、昇進年齢が早くなりそうなものだが、そういった昇進年齢の早いグループと支配役まで昇進するグループとはどうやら一致しない。これは、手代の優秀さ・勤勉さ(または縁故の強さ)と昇進の早さは必ずしも関連しないことを意味するのか。または優秀で勤勉な手代が必ずしも残らず、早目に退職してしまうという状況があったことを示すものか。一概に答を出すことはできないが、手代の優秀さ・勤勉さと昇進の早さとの連関を認めないと、昇進の早晩の存在という事実の説明がつかないので、ここでは後者の可能性に着目しておきたい。⁽¹⁶⁾

- (1) 「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 続一一六八)。
- (2) 「役頭承記」(三井文庫所蔵史料 続一一六七)。
- (3) 「組頭承記」(三井文庫所蔵史料 続一一六六)。
- (4) 「支配人承記」(三井文庫所蔵史料 続一一六五)。
- (5) 『三井事業史』本篇第一巻(一九八〇年)二五〇～二五一ページ。
- (6) 西坂靖「近世都市と大店」(吉田伸之編『日本の近世9 都市の時代』中央公論社、一九九二年)二〇六ページ。
- (7) 「支配人承記」に記載された最後の支配役は弘化二年(一八四五)に入店している。天保一〇年(一八三九)入店を下限にすることにより、一〇人の支配役が検討対象外になる。
- (8) 年齢不明として検討対象から除外した者は、転入者を除けば一人も名目役に昇進していない。この点を考えれば、一七二〇・三〇年代の昇進比率は若干高めに計算されている可能性がある。
- (9) 一八一〇・二〇年代の入店者の昇進比率の上昇と、一八三〇・四〇年代の低下は、元服比率の動きに連動するものと考えられるが、子細は未検討である。
- (10) 『三井事業史』本篇第一巻二五四ページ。
- (11) 西坂靖「大店の奉公人の世界」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門III 人』東京大学出版会、一九九〇年)一四六ページ。
- (12) 昇進年齢の算出に関しては、「元服印形帳」記載者の場合は元服年齢、それ以外の場合は「京本店手代子供請状」記載の入店年齢を基準年齢とした。
- (13) 斎藤修『商家の世界・裏店の世界』(リポポート、一九八七年)九六ページでは、商家奉公人が別家になるまでに要する年数が長期化することが指摘され、大坂における都市人口再生産能力低下の論拠の一つとされているが、越後屋京本店の場合は、こうした傾向は見られない。
- (14) 第10-1表に示した者のうち、上座役から支配役まで最も昇進年齢が早かったのは、大橋甚助(甚右衛門)である。延享

三年（一七四六）一一歳で入店（親は京都・繰巢屋九兵衛）、宝暦八年（一七五八）二三歳で上座役、同一一年（一七六二）二六歳で役頭役、同一三年（一七六三）二八歳で組頭役、明和四年（一七六七）三三歳で支配役と、極めて順調に昇進を遂げた。しかし明和六年（一七六九）に引負の科で宿元預になり退職となった（大橋甚右衛門引負一件書類）三井文庫所蔵史料 本一四七一―一八）。

（15）西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分―「批言帳」の分析―」（『三井文庫論叢』二五号、一九九一年）では、規律違反と昇進の問題に関して、規律違反をおかした手代に対し店内席次の引き下げという処分があることを紹介した。この処分をうけた場合、昇進は遅延することになる。しかしながらまた、その一方において、規律違反を繰り返しながら組頭役や支配役に昇進を遂げて行った手代の事例を示し、規律違反が昇進の遅延を招いても、必ずしも昇進自体を妨げるものではないことを述べた。

（16）優秀で勤勉な手代が必ずしも店に残らず、早目に退職してしまうという状況があったとして、それが自発的なものか、病気等により余儀なくされたものかについても検討の必要がある。

3 重役手代の出自と昇進

越後屋など大店の奉公人制度の特色の一つとして、経営責任者を内部昇進者から選抜することがあげられている。京本店では重役手代に昇進する者は皆、子供から奉公を始めるのか。子供を経ないで、重役手代になった者は本当にいいのか。ここでは、この点を確認しておきたい。

第9―1表によれば、享保五年（一七二〇）から天保一〇年（一八三九）の間に入店した子供一二三六人のうち、京本店の通勤支配役以上の宿持手代に昇進したのは、全体の三・六パーセントの四五人であった。是迄の検討は、奉公人組織の末端から上役への昇進の度合・年齢如何という視角からのものであったが、本節では逆に重役をリストアップするこ

親元 住所	親 名 前	入店 年齢	元服 年齢	上座 年齢	役頭 年齢	組頭 年齢	支配 年齢	宿持 年齢	備 考
									大坂本店元々より
近江	丁字屋吉兵衛	13		27	30	32	35	39	
伊勢	(人主) 六兵衛	14		23	27	30	32	36	
京都	柵屋徳兵衛								
京都	撰津国屋徳右衛門	12		25	28	29	32	35	
丹波	長谷川武右衛門	15		29	29	33	34	39	
撰津	今津屋半治	14		28	30	33	35	40	
									大坂本店元々より
									京糸店元々より
									小野田家二代孝紀次男
京都	上島七郎兵衛	13	17	26	29	32	34	37	
撰津	桑名屋吉右衛門	11	16	25	28	30	33	37	
京都	泉 常 三	13	16	27	30	33	36	39	
山城	糸屋喜右衛門	12	16	27	30	33	36	38	
京都	大坂屋与兵衛	13	17	26	29	31	33	38	
京都	近江屋利兵衛	13	17	28	31	33	36	39	
京都	近江屋五兵衛	14	18	28	31	34	37	40	
京都	和泉屋喜兵衛	13		26	29	31	34	40	
京都	赤尾右京	13		26	29	32	35	39	
近江	国松小平次	14		27	29	32	35	39	
京都	☆橋井智照	14		24	27	30	33	36	
									江戸本店名代より
京都	和泉屋次郎兵衛	12	17	26	28	30	33	38	
京都	☆越後屋喜左衛門	13	16	27	30	33	36	41	
京都	☆越後屋幸三郎	13	16	28	30	33	36	39	大元方元方掛名代より、 初勤上之店
京都	☆越後屋忠兵衛	12	16	28	31	34	37	43	大元方加判名代より、 初勤上之店
京都	菱屋みき	13	15	25	28	30	33	37	

第13表 京本店重役手代一覧表

職 階	就任年次	名 前	請 状 番号1	請 状 番号2	入店年次	初 名
大 元 𠄎	享保15年(1730)	松野次郎兵衛				
大 元 𠄎	元文 3 年(1738)	岡本伝右衛門				
大 元 𠄎	宝暦11年(1761)	福田久左衛門				
大 元 𠄎	寛政11年(1799)	向崎吉郎兵衛	330	10	元文元年(1736)	向崎吉太郎
元 𠄎	享保15年(1730)	橋井利兵衛				
元 𠄎	元文元年(1736)	加 東 藤 助	10		元禄16年(1703)	加東猪三郎
元 𠄎	元文元年(1736)	山 下 甚 藏	2		元禄10年(1697)	山下次郎吉
元 𠄎	寛保 3 年(1743)	中井茂兵衛	40		正徳 3 年(1713)	中井弥三郎
元 𠄎	寛延元年(1748)	*吉崎新次郎	34		宝永 8 年(1711)	長谷川三之助
元 𠄎	宝暦 2 年(1752)	佐々木与三右衛門	49		正徳 4 年(1714)	佐々木平吉
元 𠄎	宝暦13年(1763)	池田忠右衛門				
元 𠄎	明和 4 年(1767)	吉田与右衛門				
元 𠄎	安永 3 年(1774)	中 西 宗 助				
元 𠄎	寛政11年(1799)	上島七郎兵衛		113	宝暦 5 年(1755)	上島清太郎
元 𠄎	文化 6 年(1809)	中塚徳次郎		132	宝暦 6 年(1756)	中塚吉松
元 𠄎	文政 8 年(1825)	泉常右衛門		452	安永 6 年(1777)	泉栄太郎
元 𠄎	弘化 3 年(1846)	松山喜十郎		710	寛政11年(1799)	松山捨吉
元 𠄎	嘉永 2 年(1849)	*中塚徳次郎		774	文化 2 年(1805)	吉野吉次郎
元 𠄎	安政 3 年(1856)	*中井茂兵衛		814	文化 5 年(1808)	棚橋松次郎
元 𠄎	安政 3 年(1856)	市川忠三郎		846	文化 7 年(1810)	市川忠三郎
加判名代	宝暦 6 年(1756)	並川源兵衛	119		享保 6 年(1721)	並川虎之助
加判名代	明和 2 年(1765)	赤尾六郎兵衛	285		享保11年(1726)	赤尾伊三郎
加判名代	安永 3 年(1774)	国松清兵衛	296	6	享保19年(1734)	国松三太郎
加判名代	安永 8 年(1779)	橋井利兵衛	420	16	寛保 2 年(1742)	橋井太吉
加判名代	天明 6 年(1786)	田中嘉右衛門				
加判名代	文化 6 年(1809)	*橋井利兵衛		241	宝暦13年(1763)	清水次郎三郎
加判名代	天保 3 年(1832)	辻川七郎次		620	寛政 3 年(1791)	辻川七次郎
加判名代格	天保 8 年(1837)	白瀬新右衛門				
加判名代	安政 4 年(1857)	井上甚三郎		897	文化12年(1815)	井上治三郎
加判名代	安政 6 年(1859)	小森伊三次				
加判名代	慶応 2 年(1866)	木村忠兵衛		968	文政 4 年(1821)	木村直次郎
加判名代	慶応 3 年(1867)	吉仲庄太郎		1077	文政12年(1829)	吉仲庄太郎

親元 住所	親 名 前	入店 年齢	元服 年齢	上座 年齢	役頭 年齢	組頭 年齢	支配 年齢	宿持 年齢	備 考
伊勢 近江	榊屋六兵衛 藤田治兵衛	14		23	28	29	32	37	上之店後見より
近江	山田屋孫右衛門	13		27	30	33	37	42	
伊勢	稲村幸之進	13		27	30	32	35	40	
京都	吉文字屋弥助	12		26	29	31	34	38	
京都	雁金屋重兵衛	14	18	30	33	36	39	42	
美濃	山川伝右衛門	14	17	28	31	32	36	40	
京都	播磨屋惣兵衛	12	16	26	29	32	35	38	
京都	丹波屋喜兵衛	13	16	27	30	32	35	38	
京都	象牙屋喜三郎	13	17	28	30	33	36	40	
伊勢 京都 京都 京都	(人主) 忠次郎 小島久兵衛 ☆佐々木与三右衛門 越前屋藤兵衛	16 13 13		29 17 16	31 28 27	34 31 30	36 34 33	40 40 39	
京都 伊勢 京都 伊勢 近江 近江 肥前 京都 京都	今掛屋茂兵衛 伝左衛門 清有 家城惣兵衛 沢田文三郎 万屋喜兵衛 井福実五郎 帯屋伊兵衛 亀屋半助	13 13 14 14 13 13 13 13 12		26 28 16 18 17 17 18 16	29 31 27 30 29 27 29 27	32 34 33 35 34 40 35 33	36 38 36 38 36 42 38 40 34	40 42 40 41 38 46 40 38	
山城	孫左衛門								江戸本店後見より
京都 京都 京都 京都 京都 大和	熊谷太助 菱屋源五衛 秋田屋八兵衛 瓦屋三右衛門 ☆越後屋茂兵衛 晒屋孫助	16 13 13 13 13 12		29 17 17 16 16 17	32 26 29 27 27 28	35 32 35 32 31 33	39 34 38 35 35 36	45 38 42 39 37 40	

「請状番号2」は「京本店手代子供請状」二～四（三井文庫所蔵史料 本1536～1538）記載の請状における最高位を示す。

第13表続き

職 階	就任年次	名 前	請 状 番号1	請 状 番号2	入店年次	初 名
元方掛名代	享保14年(1729)	東川万右衛門	1		元禄9年(1696)	東川忠兵衛
元方掛名代	元文2年(1737)	*橋井利兵衛	12		宝永元年(1704)	藤田六次郎
元方掛名代	宝暦3年(1753)	中野宇右衛門				
元方掛名代	宝暦10年(1760)	横江孫右衛門	135		享保7年(1722)	横江岩之助
元方掛名代	明和8年(1771)	*川島利右衛門	300	7	享保19年(1734)	稲村伝吉
元方掛名代	安永3年(1774)	浅井文右衛門	328	11	元文元年(1736)	浅井用藏
元方掛名代	文政7年(1824)	*浅井文右衛門		542	天明3年(1783)	中林万吉
元方掛名代	文政10年(1827)	*小森伊三次		588	寛政元年(1789)	山川伝吉
元方掛名代	安政6年(1859)	*土方次兵衛		960	文政4年(1821)	矢島辰三郎
元方掛名代	明治2年(1869)	*中井茂兵衛		1142	天保3年(1832)	御池弁之助
元方掛名代	明治3年(1870)	森 藤五郎		1215	天保8年(1837)	森 藤五郎
勘定名代	元文4年(1739)	中川清右衛門	17		宝永4年(1707)	中川清兵衛
勘定名代	寛延元年(1748)	小島久兵衛	48		正徳5年(1715)	小島八之助
勘定名代	文化8年(1811)	佐々木与惣右衛門		444	安永6年(1777)	佐々木亀松
勘定名代	明治3年(1870)	里田藤兵衛		1246	天保10年(1839)	里田藤吉
名 代	元文2年(1737)	藤井金右衛門	25		宝永3年(1706)	藤井長四郎
名 代	宝暦6年(1756)	*永居太郎右衛門	39		正徳3年(1713)	永田虎之助
名 代	天明3年(1783)	石川七兵衛	491	65	寛延2年(1749)	石川孫三郎
名 代	享和2年(1802)	家城藤吉		301	明和4年(1767)	家城浅五郎
名 代	文化8年(1811)	*横江孫次郎		540	安永9年(1780)	沢田文三郎
名 代	天保元年(1830)	*向崎吉郎兵衛		736	寛政12年(1800)	小網鉄之助
名 代	天保7年(1836)	*山下甚藏		712	寛政11年(1799)	井福辰之助
名 代	明治2年(1869)	*上原仙三郎		1224	天保9年(1838)	北川虎吉
名 代	明治4年(1871)	*市川忠三郎		1190	天保7年(1836)	上島次郎吉
後 見	元文4年(1839)	*岡本甚兵衛	20		宝永3年(1706)	山崎孫次郎
後 見	寛保3年(1743)	永田甚三郎				
後 見	明和2年(1765)	熊谷仁右衛門	327	9	元文元年(1736)	熊谷太次郎
後 見	寛政6年(1794)	*中西宗助		307	明和4年(1767)	井上源三郎
後 見	享和3年(1803)	*中西宗助		407	安永3年(1774)	松田久太郎
後 見	嘉永3年(1850)	*辻川七次郎		972	文政4年(1821)	井上常吉
後 見 格	安政6年(1859)	*中塚徳次郎		1163	天保5年(1834)	河合弁吉
後 見	明治4年(1871)	*細田源次郎		1274	天保11年(1840)	古川猶藏

出所)「本店一巻重役進退表」(三井文庫所蔵史料)をもとに作成。

注)「請状番号1」は「京本店手代子供請状」一(三井文庫所蔵史料 別36)記載の請状番号、番号を示す。名前欄の*は改姓者、親名前欄の☆は別家を示す。職階はその人物の京本店

とから始めたい。

第13表は、旧三井文庫作成の「本店一卷重役進退表」から、京本店の大元々から後見役までの者を一部補訂の上で抜き出し、「京本店手代子供請状」「奉公人抱帳」等から、入店年次、初名、親元住所・名前、昇進年齢を示したものである。リストアップした六四人のうち五二人は「京本店手代子供請状」に記載されている者たちである。三人は、「京本店手代子供請状」以前の入店であり、八人は他店舗より京本店へ転じてきた者で、入店時の事情はよくわからない。残り一人は後述する中西宗助(三代目)である。

第13表を見て、第一に注目されるのは、入店年齢が明らかな四九人は、例外なく一歳から一六歳の間に入店した(子供飼い)奉公人であることである。一方、(子供飼い)奉公人から昇進を遂げて重役になったのではないことが明らかなのは、安永三年(一七七四)に元々役に就任した中西宗助のみである。かれは、越後屋創業の功労者中西宗助の三代目で、実父は三井家同族の一員の小野田孝紀(小野田家二代目)である。明和七年(一七七〇)、三五歳の時に、名代格として勤務をはじめ、天明元年(一七八一)に没している。京本店の子供を経ないで、重役手代になった事例は、これのみで、極めて例外的なものと言えよう。すなわち三代目中西宗助の事例を除けば、一八世紀中葉以降の越後屋の重役手代は子供として入店し、店で元服し、職階をひとつづつ昇ってきた者の中から選ばれているのである。⁽¹⁾

第二に、重役手代の多くが、入店時の姓と、重役就任時の姓が異なっていることが目を引く。すなわち「京本店手代子供請状」に載っている五二人のうち二二人(四二パーセント)が改姓している。彼らは、多くの場合、「家督」と呼ばれる有力な別家手代の養子になっている。家督の家々にとっては、優秀な手代を養子にすることは、家を存続させていく重要な手立てであるし、一方手代にとって、養子になることは、家名・家産・家業を手に入れる近道であったと言えよう。このように重役手代には家督の者の二代目、三代目が多いが、それは養子によるものであり、家督の実子が重役手

三 退職銀

店表の奉公人の、奉公の究極の目的が、独立した小経営の創始にあることは既に指摘されている通りだが、退職銀(元手銀)および暖簾分けはそのための重要な手立てとなるものであった。⁽³⁾本章では、このうち退職銀の取得について検討する。奉公人のうち首尾よく退職銀を手に入れることの出来た者はどの程度の比率であったのだろうか。

退職銀を貰った者の数を明らかにする手がかりとしては、「手代元手申渡控」という史料がある。⁽⁴⁾この史料には、寛政一二年(一八〇〇)年以降、京本店・江戸本店・大坂本店・江戸向店・江戸芝口店・京上之店・京勘定場・京紅店・江戸糸見世において住込み奉公を終えて退職した手代について、①退職年月、②退職銀額、③退職銀の種類、④勤務年数、⑤職階が記されている(写真4参照)。支配役

第14表 京本店子供の退職銀取得比率の時期変化

期 間	寛政12(1800) ～文政2(1819)	文政3(1820) ～天保10(1839)
	期間内入店子供人数(注1)	203人 (100%)
う ち 元 服 人 数	137人 (67.5%)	111人 (48.3%)
うち退職銀取得人数(注2)	127人 (62.3%)	110人 (47.8%)

出所) 「手代元手申渡控」(三井文庫所蔵史料 別1651)。

- 注) 1. 第1-1表の人数より、転出者・転入者・再勤者および入店時年齢17歳以上または不明の者を除いた人数。
2. 退職銀取得人数は、合力銀・望性銀・香奠のそれぞれの取得人数を併せたもの。

からさらに通勤支配役以上の宿持手代に昇進する者についても、支配役を終えた段階(≠住込みを終えた段階)で退職銀が記されている。

右のうち③退職銀の種類としては、合力・望性・香奠の区別がある。合力銀は役頭以下、望性銀は組頭以上のものが取得する。香奠は手代が死亡した時に親元に渡されるもので、額は合力銀・望性銀に相当する額である。

「手代元手申渡控」については、すでに本店一巻全体を対象とした検討がなされているが、⁽⁵⁾ここでは京本店の手代に限

つての分析を行ないたい。「手代元手申渡控」の記載のうち、京本店関係は、寛政一二年（一八〇〇）から明治四年（一八七一）までの七二年間にわたって継続的に記され、記載人数は四四三人を数える。このうち四四〇人は請状番号が特定できる。ちなみにへ中年者⁶は一人が含まれる。

（一）退職銀の取得比率

ここでは、前章冒頭で求めた一四四四人のうち、寛政一二年（一八〇〇）から天保一〇年（一八三九）の四〇年間に京本店に入店した子供四三三人について検討する。このうち、手代として退職銀を取得することができた者は、「手代元手申渡控」によれば、二三七人で、比率は五四・七パーセント。内訳は、合力銀一五二人、望性銀五八人、香奠二七人である。

時期的な変化を見るために、寛政一二年（一八〇〇）から文政二年（一八一九）の二〇年間と文政三年（一八二〇）から天保一〇年（一八三九）までの二〇年間に入店した子供について、手代として退職銀を取得した者の比率を比べたのが第14表である。取得比率の減少が見取れるが、これは元服率の減少に照応する動向であろう。長期的には第4表に見られるような増減を示すものと考えられる。⁶

（二）勤務年数・職階と退職銀額

勤務年数および職階によって、退職銀額がどのように違ってくるかを検討するために、第15-1表では、縦軸に勤務年数、横軸に職階をとり、寛政一二年（一八〇〇）から天保一〇年（一八三九）の四〇年間に京本店に入店した子供のうち「手代元手申渡控」に記載された二三七人について、合力銀・望性銀・香奠の人数を示した。

全体を眺めれば、左上から右下にかけて帯状に分布し、大きくはみ出す者が不在。勤務年数と退職時職階の間に一定

合)

役		支配役						通勤支配	後見格	小計	
3年	4年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	詰切	詰切		
										合1	1
										合16,香1	17
										合15,香2	17
										合14,香3	17
										合7,香3	10
										合13,香2	15
										合7,香2	9
										合7,香1	8
										合11,香3	14
										合7,香2	9
										合7,香1	8
										合12	12
										合2	2
										合12	11
										合12,香1	13
										合9,望2	11
										望2	2
望1										合1,望2,香2	3
		香1								望3,香1	4
望4	望1		望1		望1					望9	9
望1	望1	香1	望1		望1					望4,香1	5
		望1	望4	望4	望1	望1				望11	11
望1			望2,香1	望8	望1			望1	望1	望14,香1	15
			望1	望1	望3,香1	望1				望6,香1	7
				望1	望2					望3	3
					望1					望1	1
							望1			望1	1
望7	望2	望1,香2	望9,香1	望14	望10,香1	望2	望1	望1	望1	合152,望58,香27	237
19				41				1	1		237

者のうち転出者・転入者・再勤者および入店時年齢17歳以上または不明の者を除いた人数に

配格」の年数も含めた。

第15-1表 勤務年数・職階と合力銀・望性銀・香奠銀取得人数(1800～1839年入店子供の場

職階 年数	平手代		上座役				役頭役			組頭	
	初元	平	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	1年	2年
4年～	合1										
5年～	合16,香1										
6年～	合15,香1	香1									
7年～	合8,香2	合6,香1									
8年～	合1	合6,香3									
9年～		合13,香2									
10年～		合7,香2									
11年～		合7,香1									
12年～		合11,香3									
13年～		合7,香2									
14年～		合6,香1	合1								
15年～		合8	合2	合2							
16年～			合1	合1							
17年～		合2	合2	合1	合6						
18年～			合1	合1	合6	合2	合1,香1	合1			
19年～					合3		合3		合3		望2
20年～											望2
21年～							香1		合1,香1		望1
22年～											望2 望1
23年～											望1 望1
24年～											
25年～											
26年～											
27年～											
28年～											
29年～											
30年											
小計	合41,香4	合73,香16	合7	合5	合15	合2	合4,香2	合1	合4,香1	望8	望2
	144			27				12			

出所) 「手代元手申渡控」(三井文庫所蔵史料 別1651)により、第1-1表記載の1800～1839年入店について作成。

- 注) 1, 合=合力銀、望=望性銀、香=香奠銀。単位は人。
 2, 「平筆頭」は「平」に含めた。「上座」「組頭」「支配」の年数には「上座格」「組頭格」「支

第15-2表 勤務年数・職階と合力銀・望性銀高(1800～1839年入店子供の場合)

年数	職階		上座役				役頭役			組頭	
	初元	平	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	1年	2年
4年～	合 215										
5年～	合 332										
6年～	合 448										
7年～	合 625	合 717									
8年～	合 800	合 832									
9年～		合 868									
10年～		合1,043									
11年～		合1,286									
12年～		合1,909									
13年～		合2,307									
14年～		合2,408	合4,300								
15年～		合3,300	合4,400	合4,500							
16年～			合4,000	合4,500							
17年～		合3,650	合4,150	合5,000	合5,517						
18年～			合4,500	合5,200	合5,750	合5,600	合6,500	合7,000			
19年～					合6,500		合6,000		合8,000	望 9,250	
20年～										望10,500	
21年～									合8,000	望12,000	
22年～										望12,250	望12,000
23年～										望12,500	望13,000
24年～											
25年～											
26年～											
27年～											
28年～											
29年～											
30年～											

出所) 「手代元手申渡控」(三井文庫所蔵史料 別1651) により、第15-1表に示した人数について同

注) 1. 単位は銀匁。合=合力銀、望=望性銀を示す。

2. 「別合力」分は含めなかった。

度の対応関係が存在することが、この表からも見てとれる。

職階(横軸)について見れば、退職銀取得者の範囲は、初元以上の手代で、子供はあらわれない。⁽⁷⁾全退職銀取得者のうちでは、やはり平手代の占める比率が最も高く、一四四人で六〇パーセントを占める。このうち香奠が二〇人であり、平手代の退職銀取得者の一四パーセントは勤務途中に死亡していることがわかる。

望性銀取得者は、望性銀相当の香奠四人を含めて六二人で、全退職銀取得者の二六・二パーセントを占める。また寛政一二年(二八〇〇)から天保一〇年(一八三九)の四〇年間に京本店に入店した子供の人数に対する比率は一四・三パーセントになる。

年数(縦軸)について見れば、退職銀取得者の範囲は、最短四年から、最長三〇年の範囲に及ぶ。⁽⁸⁾全退職銀取得者のうち、勤務四年以上一〇年未満の者は八四人(三五・四パーセント)、一〇年以上二〇年未満が九六人(四〇・五パーセント)である。既に述べたように、合力銀と望性銀は役頭役と組頭役の間で線が引かれるが、勤務年数でみると一九一二年一年が境目になる。

またこの表の事例の範囲では、退職銀を取得した平手代について見た場合、最長勤務期間が入店から一七年であることがわかる。また上座役四年、役頭役三年、組頭役四年、支配役六年など各職階の最長年限がわかる。

第15-2表は、第15-1表を下敷にして、合力銀・望性銀の平均額を示したものである(同じ経歴の者の場合、香奠と合力銀・望性銀はほぼ同額であるため、香奠については省略した)。

退職銀の額について見れば、銀額は最小が二一五匁(合力銀)、最大が二三貫目(望性銀)と一〇〇倍の開きがある(ちなみに平均は六貫一五八匁になる)。合力銀の場合、最高額は銀八貫目(勤務一二年・役頭三年)、一方望性銀の最低額は銀八貫目(勤務一二年・組頭格一年)である。両者の間にはさほどのギャップはない。

第16表 合力銀・香奠銀額の時期変化(勤務九年・平の場合)

請状番号	退職年次	名 前	年数	職階	種類	銀額
660	享和 4年(1804)	大久保伊助	9年	平	合力	860匁
673	文化 3年(1806)	藤原 弥七	9年	平	合力	860匁
725	文化 6年(1809)	宇田清三郎	9年	平	合力	860匁
727	文化 7年(1810)	川勝源七	9年	平	合力	860匁
748	文化 9年(1812)	柴田庄三郎	9年	平	合力	860匁
765	文化11年(1814)	須藤善四郎	9年	平	合力	860匁
917	文政 7年(1824)	森地直七	9年	平	香奠	860匁
929	文政 7年(1824)	村田彦七	9年	平	香奠	860匁
944	文政11年(1828)	奥田喜三郎	9年	平	合力	900匁
954	文政12年(1829)	北川半三郎	9年	平	合力	860匁
963	文政11年(1828)	平井平次郎	9年	平	合力	800匁
1025	天保 6年(1835)	片岡利三郎	9年	平	合力	800匁
1052	天保 8年(1837)	西川久次郎	9年	平	合力	860匁
1239	嘉永元年(1848)	坂口平七	9年	平	合力	900匁
1354	安政 4年(1857)	有賀駒治郎	9年	平	合力	860匁
1406	安政 7年(1860)	上田幾三郎	9年	平	合力	800匁
1463	慶応元年(1865)	井上忠次郎	9年	平	合力	800匁
1491	慶応 3年(1867)	山下政次郎	9年	平	合力	860匁
1525	明治 4年(1871)	辻久三郎	9年	平	合力	850匁

出所) 「手代元手申渡控」(三井文庫所蔵史料 別1651)。

注) 請状番号は「京本店手代子供請状」三、四(三井文庫所蔵史料 本1537、1538)による。

銀額は年数とともに増加するが、勤務一〇年でようやく銀一貫目に達する。第15-1表を併せてみれば、全退職銀取得者の三五パーセントが、銀一貫目未満であることがわかる。一〇年を過ぎると銀額は急カーブで上昇する。この時期の手代は、二〇代半ばを過ぎ、営業面における役割の重要性を増す一方で、住込みの境遇から脱却しようとする欲求が強くなってきたと考えられ、彼らを引きとめる手だての一つとして、退職銀の顕著な増加を理解することができよう。勤務二〇年・組頭役になると銀一〇貫目をこえる。第15-1表と併せてみると、全退職銀取得者の二二パーセントは銀一〇貫目以上を取得できることになる。

組頭役までは、合力銀・望性銀の額は、職階と勤務年数の関数としてとらえられるが、支配役以上になると関係が明瞭ではなくなる。既に述べたように退職銀の最大額は銀二三貫目(望性銀)であるが、早い者では勤務二四年・支配二年でこの額を取得している事例もある。これは業績が加味されたものであろうか。ちなみ

に二三貫目の望性銀を手にした者はみな優秀であつたらしく、残らず宿持手代に昇進している。

次に退職銀額の年代による変化をみてみよう。「手代元手申渡控」の中から同一勤務年数・同一職階で退職したものを抽出して比較してみたい。比較的標本数が多い、勤務九年・平で退職した一九人を選びだし、合力銀・香奠の額の変化をまとめたのが第16表である。年代は享和四年(一八〇四)から明治四年(一八七二)までの六八年間にわたっている。これによれば、文政七年(一八二四)までは銀八六〇匁で一定し、その後ばらつきがみられるが、銀額は八〇〇から九〇〇匁の範囲におさまっており、大きな変化はないと言えよう。むしろ留意すべきは、幕末・維新期の物価高騰の時期においても、銀額が増えていないことである。実質的にはかなりの目減りであると言わざるをえない。

先に寛政一二年(一八〇〇)から天保一〇年(一八三九)の京本店の入店者の退職銀の取得比率を五四・七パーセントと計算したが、退職銀を取得できるのはどのような条件を満たした者たちだったのだろうか。これについても明文化された規定を見出してはいない。第14表によれば、寛政一二年(一八〇〇)から天保一〇年(一八三九)の京本店の入店者四三三人のうち、二四八人が元服している。このうち二三七人が退職銀を取得しているから、元服して手代になった者の九五・六パーセントが、退職銀を取得している計算になる。元服して手代になった者は、原則的には、退職銀取得の資格を得たものと言つてよいであらう。⁽⁹⁾

(1) 中井信彦「三井家の経営——使用人制度とその運営——」(『社会経済史学』三二卷六号、一九六六年)。

(2) 暖簾分けをうけた者の数を解明する手がかりとしては、「家名暖簾印差免切手控」(三井文庫所蔵史料 続一一七九)という史料がある。これに記載された者のうち京本店に勤務した者の人数は、享保一〇年(一七二五)から明治三年(一八七二)までの間に五三人を数える。この史料は、京本店勤務者については組頭役以上をカバーするものと見られるが、記載

されている人数は、組頭以上退職者の三割にすぎない。

それでは役頭役以下の手代の暖簾分けはどうなっていたのだろうか。「永代帳」（三井文庫所蔵史料 別一二〇〇甲）には、享保一七年（一七三二）に申し渡された「家名暖簾免シ次第」という規定が記されている。この中に平手代の家名暖簾印について次のように規定されている。

一 平手代

右は 家名 越後屋

家印 丸之内越の字

但、右平手代二三年相勤、自分勝手を以宿入致候ハ、右家印家名指免し申間敷候、大方拾ヶ年余も相勤、尤之筋二而暇申付候分は右格式之通願之上可申付事

これによれば、平手代でも一〇年以上勤めれば、越後屋という家名と丸之内越の字の暖簾が許されることになっている。「家名暖簾印差免切手控」ではこのような者たちについては把握できない。実際、平手代でも暖簾分けがなされたかどうかも検討の余地がある。暖簾分けについては、今後の課題としたい。

(3) 退職に際しては、退職銀のほか、店に預けられていた小遣いや褒美銀も渡される。自分商売を始めるための元手としてはこの分も含めて検討されるべきだが、本稿ではなしていない。

(4) 「手代元手申渡控 三」（三井文庫所蔵史料 別一六五二）。

(5) 『三井事業史』本篇第一巻（一九八〇年）三八一～三八四ページ、および賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）三二八～三三四ページ。ちなみに本店一巻以外の三井の奉公人の退職銀に関しては、安岡重明「幕末期三井家家事奉公人の退職手当」（『同志社商学』四〇巻四号、一九八八年）がある。

(6) 天保一一年（一八四〇）から一〇年間に入店した子供についてみれば、元服比率が五二・二パーセントに回復するに従い、退職銀取得比率も五〇・〇パーセントに上がっている。

(7) 京本店の決算帳簿「目録」には、「店々手代子供暇遣候節合力并香奠」という項目があり、子供でも退職銀が与えられ

る場合があることがわかる。但し、実際に子供が現われる事例は、安政二年(一八五五)から慶応二年(一八六七)までの「目録帳」(三井文庫所蔵史料 続七七三)によってみれば、一二年の間に次の三件・四人が見られるのみである。①安政四年秋季(一八五七)野村源吉―金二歩、②文久二年春季(一八六二)高森竹次郎―金二歩、③文久三年秋季(一八六三)西川直三郎・矢富浅吉―銀三八匁。子細は未検討だが、件数の少なさから見て、特別な理由がある者に限られると考えられる。ちなみに両替店の場合は、子供も退職銀を取得していたことが、「望性金銀并合力銀之控」(三井文庫所蔵史料 追三七一)から窺える。

(8) 天保五年(一八三四)秋に初元で退職した江龍彦七の勤務年数が「四年半」であった。ちなみに「手代元手申渡控」に記載された京本店手代の勤務年数では、四年というのが二人見られる。これより少ない者としては第17表(四章後掲)に掲げた書札方の(中年考)二人の三年半および二年半、それから文化一二年(一八一五)に退職した中野茂三郎の二年半という事が見られる。後者の中野茂三郎については「長崎中野用助弟無拠者ニ付如此取計申候、引格ニハ不相成申事」という付記がある。この中野茂三郎は、特別な縁故者(越後屋長崎方の名義人である中野用助の弟)であり、「京本店手代子供請状」にも記載されておらず、奉公人の中では例外的存在と言える。京本店の(子供飼い)奉公人の場合、手代としての退職銀取得の最小勤務年数は四年であると言えよう(この年数には子供の期間も含まれる)。

(9) 元服した者のうち退職銀を得られないのは、どのような場合であるかについては十分な検討をなしていないが、退職銀が得られないケースのひとつとして、元服のすぐ直後に退職した場合などがあると見られる。また、ここで注目されるのは、引負など不祥事を引き起こして、謂わば懲戒免職の形で退職した者も、退職銀取得者として「手代元手申渡控」に記載されていることである。もちろん退職銀高と引負銀高が差し引きされるわけだが、不祥事による退職でも一応退職銀が支払われるかたちになっていることが注目される。

ちなみに、奉公人の退職事由については未検討である。「京本店手代子供請状」「奉公人抱帳」の退職事由の記載は網羅的でなく、数量的処理になじまない部分がある。

四 へ中年者へ

本章では、二・三章で検討の対象から除外してきたへ中年者について検討を加えたい。へ中年者は、史料上では「中途抱」等と記され、へ子飼い⁽¹⁾が大多数を占める店表の奉公人のなかで特別な位置を占める。第2-1表に示したように、享保四年（一七一九）から慶応二年（一八六六）までの京本店の入店奉公人のうちには、入店時の年齢が一七歳以上の、既元服者⁽²⁾へ中年者⁽³⁾とみられる者が五一人（二・九パーセント）含まれていた。

宝暦六年（一八五六）以降入店の者については、「元服印形帳」との対照により、入店時年齢一七歳以上の者は入店後に元服していないこと（へ入店に先立って元服を済ましていること）が確かめられるので、ここでは、その宝暦六年（一八五六）以降に一七歳以上で入店した者を取上げる。これらの者たちの、名前、勤務開始年、年齢、親元住所、退職年次、退職時の職階、退職銀額を示したのが第17表である。

はじめにへ中年者⁽⁴⁾が店内においてどのような役割を担う者だったのかという点について検討したい。第17表のうち寛政一二年（一八〇〇）以後の入店者について着目してみよう。一四人のうち一人について「手代元手申渡控」や「家内役付帳」⁽³⁾によって、店内での部署が明らかになるのだが、それによれば彼らはみな書札方に属している。すなわちへ中年者⁽⁴⁾の主要なあり方として、書役という特定の技能の持ち主として採用されている者たちがいることがわかる。かれらへ書札方⁽⁴⁾へ中年者⁽⁴⁾へ書札方の書役を勤める中年者⁽⁴⁾をこのように表わすことにする）一人について退職時の職階をみると、役頭格が五人（勤務一四年～二〇年）、上座格が二人（勤務七年、一二年）、平手代が四人（平二人、初元一人）である。またこの一人のうち、九人が退職銀（合力八人、香奠一人）を取得している。

退職年次	退職時職階(部署)	勤務年数	退職銀	銀額	備考
宝暦11年(1761)		年		匁	→江戸に転
明和元年(1764)					死
明和 6年(1769)					
明和 4年(1767)					
明和 4年(1767)					→江戸に転
寛政12年(1800)	役頭格 5年(執筆役)	21	合力	8,600	
天明 6年(1786)					不埒
天明 7年(1787)					
寛政 9年(1797)					
文化11年(1814)	役頭格 3年	17	合力	6,450	
享和 2年(1802)					
文化 2年(1805)					死
文政 7年(1824)	役職格4年(書札方上役)	20	合力	8,600	
文政13年(1830)	上座格1年(書札方)	12	香奠	4,300	
文政10年(1827)					死
天保15年(1844)	役頭格 3年(書札方)	17	合力	7,500	
天保 5年(1834)	平 (書札方)	3.5	合力	215	
天保 8年(1837)	平 (書札方)				死
天保 7年(1836)	初元 (書札方)				
安政 2年(1855)	役頭格 4年(書札方)	18	合力	5,000	
安政 5年(1858)	役頭格 1年(書札方)	15	合力	3,800	
明治 3年(1870)	役頭格半年(書札方)	14	合力	3,300	
文久 4年(1864)	上座格 (書札方)	7	合力	1,000	不埒
万延元年(1860)	初元 (書札方)	2.5	合力	129	

階については「店々人数控」(三井文庫所蔵史料 本1091~1098)、部署については「家内役付帳」

第17表 京本店中年者一覧(1756年以降入店者)

請状番号	入店年次	名 前	年齢	親元住所	親 名 前
173	宝暦 8年(1758)	伊 予 路 条 七	30	石 見	浜田屋五郎右衛門
174	宝暦 8年(1758)	本 多 茂 助	31	京 都	柏 屋 貞 寿
203	宝暦10年(1760)	平野弥右衛門	53	京 都	秦 藤 五 郎
239	宝暦13年(1763)	辻 又 七	27	京 都	和 泉 屋 妙 弥
266	明和 2年(1765)	中 川 助 三 郎	28	若 狭	中 川 銀 七
295	明和 3年(1766)	藤 井 佐 太 郎	18	大 和	米 屋 佐 助
297	明和 3年(1766)	近 藤 亀 松	17	撰 津	小口屋半右衛門
429	安永 5年(1776)	井 上 清 助	25	京 都	綿 屋 さ よ
498	安永 9年(1780)	田中庄助(正九郎)	31	京 都	栗 本 屋 清 八
564	天明 5年(1785)	八 田 要 七	25	近 江	八 田 喜 左 衛 門
572	天明 6年(1786)	藤 田 用 助	17	近 江	船 屋 次 兵 衛
612	寛政 3年(1791)	杉 本 権 次 郎	22	京 都	美濃屋嘉右衛門
701	寛政10年(1798)	小山治助(治介)	35	尾 張	小 山 円 六
733	享和 2年(1802)	近 藤 文 吾	23	伊 勢	近藤六郎右衛門
741	享和 2年(1802)	石 垣 藤 藏	19	伊 勢	石 垣 左 近
775	文化 2年(1805)	高 橋 平 助	35	美 濃	八 代 金 九 郎
938	文政 2年(1819)	工藤平助(源助)	40	伊 勢	工 藤 石 兵 衛
1033	文政 9年(1826)	井 沢 幸 助	35	京 都	越後屋嘉右衛門
1050	文政11年(1828)	大橋門次郎(半兵衛)	36	京 都	柏 屋 喜 助
1101	天保元年(1830)	福 井 文 四 郎	32	京 都	福 井 屋 え い
1154	天保 4年(1833)	大 久 保 庄 五 郎	38	京 都	大 久 保 大 藏
1181	天保 6年(1835)	太 田 忠 七	31	京 都	河 内 屋 長 兵 衛
1213	天保 8年(1837)	伊 藤 新 七 (勇 藏)	30	京 都	橘 屋 弥 助
1297	天保14年(1843)	岡田次郎助(良助)	33	京 都	檜 皮 屋 り つ
1481	安政 3年(1856)	安 藤 和 助	35	京 都	海 老 屋 源 助
1485	安政 4年(1857)	白 井 清 助	33	京 都	木 瓜 屋 善 七
1490	安政 6年(1859)	森田藤五郎(藤助)	26	伊 勢	森 田 長 吉

注) 請状番号は「京本店手代子供請状」二～四 (三井文庫所蔵史料 本1536～1538) の番号。職 (三井文庫所蔵史料 本1081) により補った。

次に「書札方」(中年者)の奉公人世界における位置づけについて、「子飼い」の奉公人、台所の下男と比べることによって明らかにしていきたい。

まず「子飼い」奉公人と「書札方」(中年者)とはどこが異なるか。

第一に年齢である。入店時年齢の高さ(一人の平均年齢は三三・五歳)は、下男を上回⁽⁵⁾る。

第二に店内での部署である。「子飼い」奉公人の場合、最初から一つの部署に特化せず、店内の多くの部署を経験させられるが、「書札方」(中年者)の場合は書札方に限定されている。

第三に昇進である。第17表の範囲で見れば、昇進の上限は役頭格にとどまる。しかも名目役の場合、上座格、役頭格と「格」が付き、「上座役承記」「役頭役承記」に名前があらわれないことが注目される。

しかしながら一方、「書札方」(中年者)と台所の下男との区別もまた明瞭である。

第一に、「書札方」(中年者)は平手代(初元↓平)↓上座↓役頭という職階を「子飼い」奉公人と共有し、合力銀も取得する。店内では名字も名乗る。

第二に、親元の住所をみると、一人中、京都が八人(七二・七パーセント)を占める。京都出身者の比率の高さは、「子飼い」奉公人と共通のものであり、下男が日本海側の国々の農村出身であるのと対照的である。⁽⁷⁾

以上からすれば、「書札方」(中年者)は、店内において独自の位置を占める存在ではあるが、制度面においても、出身階層の面でも、あくまでも店表奉公人の一分肢として理解すべきであり、「子飼い」の奉公人との差異は店表奉公人内部での類型差としてとらえるのが妥当であろう。

(1) 「手代元手申渡控 三」(三井文庫所蔵史料 別一六五一)など。

(2) 入店時年齢が一七歳以上という区切りかたをした場合、厳密に言えば、一七歳以上でも未元服で入店し、入店間もなく未元服のうちに辞めてしまった者（中年者）があれば、それも含まれる可能性がある。

(3) 「家内役付帳」（三井文庫所蔵史料 本一〇八一）。

(4) 「家内役付帳」には、天保四年（一八三三）以降、書札方として毎年一〜三名の手代が記されるが、彼らはいずれも（中年者）である（ただし慶応元年へ一八六五）より書札方勤務の駒井専助は、安政六年へ一八五九）上座役で退職した後、三七歳で再勤した者である）。安岡重明「三井京両替店における奉公人の勤続事情」（同志社大学人文科学研究所「社会科学」四二二号、一九八九年）一〇〜一一ページによれば、京両替店においても（中年者）が「書役」を務めており、その数は文化二年（一八〇五）から嘉永四年（一八五二）まで三二人を数える。

(5) 西坂靖「大店の奉公人の世界」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ 人』東京大学出版会、一九九〇年）一五〇〜一五一ページ。

(6) 同右一四七〜一四九ページ。

(7) 同右一四四〜一四五ページ。

おわりに

本稿では、越後屋京本店の店表奉公人の入店・昇進・退職銀について、近世中後期を通じることかたちで検討した。その主な結果は次のようにまとめられる。

(1) 入店者について。享保四年（一七一九）から慶応二年（一八六六）までの入店者は一年平均一二・一人で、入店年齢の平均は一三・四歳。六割を京都出身者が占める。

(2) 昇進について。

〔昇進比率〕 入店した子供のうち、元服して手代になる者の比率は五八・一パーセント、上座役昇進者は二三・六パーセント、役頭役になる者は一七・二パーセント、組頭役になる者は一四・七パーセント、支配役になる者は一〇・〇パーセント、宿手代になる者は三・六パーセントであった(元服については宝暦三年へ一七五三から慶応二年へ一八六六)まで、上座役以上については享保五年へ一七二〇から天保一〇年へ一八三九までの入店者を対象)。

〔昇進年齢〕 子供が、元服して手代になる平均年齢は一六・八歳、上座役になる平均年齢は二七・二歳、役頭役は三〇歳、組頭は三三・七歳、支配役は三五・五歳、宿手代は三九・四歳であった(元服については宝暦三年へ一七五三から慶応二年へ一八六六)まで、上座役以上については享保五年へ一七二〇から天保一〇年へ一八三九までの入店者を対象)。

また重役手代は、ごく一部の例を除けば、みな子供として入店し、職階をひとつづつ昇ってきた者の中から選抜された。

- (3) 退職銀(合力・望性・香奠)について。元服して手代となったものは、基本的に取得資格を得たとみられる。銀額は銀二二五匁から銀二三貫目までと開きが大きいが、勤務一〇年・平で銀一貫目、勤務二〇年・組頭で銀一〇貫目が標準であり、組頭役までは、年数と職階の関数としてとらえることができる。また銀額は幕末期に至っても増加しない。
- (4) 中年者について。一七歳以上入店者をへ中年者と看做しても、享保四年(一七一九)から慶応二年(一八六六)までの入店者全体の二・九パーセントに過ぎない。十九世紀の段階では、書札方の書役を勤めるのがへ中年者の固有の役割になっていた。

本稿の当初の目的の一つに、十八世紀前半から十九世紀後半にかけての、大店の奉公人の世界の変化をとらえること

があった。検討の結果明らかになった変化のうち大きなものとしては、①入店者の人数が天保一一年（一八四〇）以降減少をみることに、および②入店者の出身地に関して、京都出身者が著しく増加する一方で伊勢出身者が激減することが挙げられる程度であった。この他には際立った変化が見られず、むしろ、昇進比率や昇進時平均年齢など変らない側面の存在が目立った。これらをどう評価すべきか。

大店のような「巨大」であり且つ入れ替わりの速い人的組織において、奉公人制度の安定は、組織維持のための必要條件だったと言える。一方、大店に勤務する奉公人の側から見ても、制度の安定は、彼らの将来を予測可能なものとし、その実現を保証するものであり、奉公人の主体性を持ったままの、店の組織・規律への服属の前提になるものである。⁽¹⁾この意味でも奉公人制度の安定的存続は、「巨大」組織としての大店の存立条件になっていた。大店の奉公人世界においては、時間は機械的に流れ、また判で押したように新陳代謝が繰り返されねばならないのである。

本稿で明らかにしたように、頻繁な入れ替わりを繰り返しながらも奉公人の昇進比率や昇進時平均年齢がほぼ一定に保たれていること、謂うなれば大店の内部環境の平衡状態が保たれていることは、京本店の奉公人制度の安定を意味するものと言つてよいであろう。京本店の奉公人世界では、十八世紀前半に奉公人制度が確立して以来、少なくとも十九世紀半ばまでは安定した動的平衡状態^{II}（恒常性）が破綻なく維持されていたものと評価できるのではないか。

(1) 奉公人またはその親が、入店時において、昇進の可能性や、昇進年齢、また退職銀等についてどの程度の情報を得ていたかは検討を要する課題である。

付表 京本店奉公人請狀一覽(1254番～1565番)

請狀番号	名前	備考	史料番号	入店年次
1254	野沢益次郎		続339	天保11年(1840)
1255	山崎孝吉		続339	天保11年(1840)
1256	若林平五郎		続339	天保11年(1840)
1257	上野清三郎		続339	天保11年(1840)
1258	吉田松太郎		続339	天保11年(1840)
1259	本城元吉		続339	天保11年(1840)
1260	橋本幾次郎		続339	天保11年(1840)
1261	三上栄吉		続339	天保11年(1840)
1262	三奥津甚吉		続339	天保11年(1840)
1263	巽弥三郎		続339	天保11年(1840)
1264	山根弥三吉		続339	天保11年(1840)
1265	北村吉之助		続339	天保11年(1840)
1266	(森藤三郎)	= 999	続339	——
1267	(村井常次郎)	= 1074	続339	——
1268				
1269				
1270	(大西万三郎)	= 1059	続273-1	——
1271	(奥村辰次郎)	= 1122	続273-1	——
1272	堀川豊次郎		続273-1	天保11年(1840)
1273	太田多三郎		続273-1	天保11年(1840)
1274	古川猶蔵		続270-5	天保11年(1840)
1275	(伊藤嘉三郎)	= 1065	続270-5	——
1276	(荒木伝次郎)	= 1117	続270-5	——
1277	駒井仙之助		続270-5	天保12年(1841)

請狀番号	名前	備考	史料番号	入店年次
1278	公文代岩松		続270-5	天保12年(1841)
1279	清水平三郎		続270-5	天保12年(1841)
1280	福井六之助		続270-5	天保12年(1841)
1281	落合甚之助		続270-5	天保12年(1841)
1282	桜井十次郎		続270-5	天保12年(1841)
1283	林寺芳之助		続336-3	天保13年(1842)
1284	白井栄二郎		続336-3	天保13年(1842)
1285	林原亀吉		続336-3	天保13年(1842)
1286	大藤千松		続336-3	天保13年(1842)
1287				
1288	(丸山直七)	= 1125	続270-3	——
1289	(中川平助)	= 1175	続270-3	——
1290	(中西元三郎)	= 1251	続270-3	——
1291	北沢安之助		続270-3	天保13年(1842)
1292	辻平吉		続270-3	天保13年(1842)
1293	小西十五郎		続270-3	天保13年(1842)
1294	宇野安太郎		続270-3	天保14年(1843)
1295	片山栄之助		続270-3	天保14年(1843)
1296	増田勇次郎		続270-3	天保14年(1843)
1297	岡田次郎助		続270-3	天保14年(1843)
1298	西田幸太郎		続270-3	天保14年(1843)
1299	樋口幾三郎		続270-3	天保14年(1843)
1300				
1301	岩下梅吉		続276	天保13年(1842)

付表 (続き)

請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次	請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次
1302	田中文次郎		統276	天保14年(1843)	1326	伊藤次郎吉		統311-3	弘化2年(1845)
1303	河野喜太郎		統276	天保15年(1844)	1327	奥村為吉		統311-3	弘化2年(1845)
1304	前田多次郎		統276	天保15年(1844)	1328	大橋熊三郎		統311-3	弘化2年(1845)
1305	浅田佐太郎		統276	天保15年(1844)	1329	大井政吉		統311-3	弘化2年(1845)
1306	国領勤次郎		統276	天保15年(1844)	1330	高橋留松		統311-3	弘化2年(1845)
1307	塩尻伊三郎		統276	天保15年(1844)	1331	(辻 勤三郎)	=1292	統268-4	—
1308	(川島仙次郎)	=1093	統276	—	1332	山本助次郎		統268-4	弘化2年(1845)
1309	(丸山直七)	=1125	統276	—	1333	上田岩次郎		統268-4	弘化2年(1845)
1310	(河合浅次郎)	=1128	統276	—	1334	糸井喜一郎		統268-4	弘化2年(1845)
1311	松見勇三郎		統276	天保15年(1844)	1335	横江伊三吉		統268-4	弘化2年(1845)
1312	角田平次郎		統276	天保15年(1844)	1336	小谷常吉		統268-4	弘化2年(1845)
1313	矢鳥卯三郎		統336-2	天保15年(1844)	1337	小島忠吉		統268-4	弘化2年(1845)
1314	松原常吉		統336-2	天保15年(1844)	1338	白田忠藏		統268-4	弘化2年(1845)
1315	泉徳三郎		統336-2	天保15年(1844)	1339	白井徳松		統311-1	弘化3年(1846)
1316	村田万次郎		統336-2	天保15年(1844)	1340	北川和三郎		統311-1	弘化3年(1846)
1317	東川万次郎		統336-2	天保15年(1844)	1341	加藤竹次郎		統311-1	弘化3年(1846)
1318	高山和吉		統336-2	天保15年(1844)	1342	小泉吉藏		統311-1	弘化3年(1846)
1319	今井卯之助		統336-2	天保15年(1844)	1343	山口為次郎		統311-1	弘化3年(1846)
1320	松山米三郎		統336-2	弘化2年(1845)	1344	岸田利三郎		統74-1	弘化3年(1846)
1321	(白井繁次郎)	=1087 <small>賦</small>	統336-2	—	1345	(中村藤助)	=1160	統74-1	—
1322	(高崎文四郎)	=1102	統336-2	—	1346	(大橋豊三郎)	=1195	統74-1	—
1323	(小林惣次郎)	=1172	統336-2	—	1347	(里田忠七)	=1246	統74-1	—
1324	(藤沢栄二郎)	=1234	統311-3	—	1348	(原仁三郎)	=1202	統74-1	—
1325	山本虎吉		統311-3	天保15年(1844)	1349	(大橋貞七)	=1097	統330	—

付表 (続き)

請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次
1350	(水谷友次郎) (上島半三郎)	=1135 =1190	続330 続330	— —
1351	岡本文吉		続330	弘化3年(1846)
1352	片山安之助		続330	弘化4年(1847)
1353	有賀駒次郎		続330	弘化4年(1847)
1354	山本卯之松		続330	弘化4年(1847)
1355	松村金次郎		続330	弘化4年(1847)
1356	山田弥三郎		続330	弘化4年(1847)
1357	八木甚吉		続330	弘化4年(1847)
1358	(上野清三郎)	=1257	続330	—
1359	(松見勇三郎)	=1311	続330	—
1360	(今井卯之助)	=1319	続330	—
1361	平岡定七		続330	弘化4年(1847)
1362	(松田政次郎)	=1211	続270-2	—
1363	(矢島卯三郎)	=1313	続270-2	—
1364	山口喜三郎		続270-2	弘化5年(1848)
1365	林安太郎		続270-2	弘化5年(1848)
1366	白井寅之助		続270-2	弘化5年(1848)
1367	井上次三郎		続270-2	弘化5年(1848)
1368	沢吉之助		続270-2	嘉永元年(1848)
1369	(本田作次郎)	=1197	続272-4	—
1370	(松代忠次郎)	=1245	続272-4	—
1371	(横江伊三吉)	=1335	続272-4	—
1372	福隅寛次郎		続272-4	弘化5年(1848)
1373				

請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次
1374	上村虎吉		続272-4	嘉永元年(1848)
1375	角孫市		続272-4	嘉永元年(1848)
1376	大村嘉四郎		続272-4	嘉永元年(1848)
1377	(伊藤勇藏)	=1213	続313-1	—
1378	(山口喜三郎)	=1365	続313-1	—
1379	林友三郎		続313-1	嘉永2年(1849)
1380	山本平次郎		続313-1	嘉永2年(1849)
1381	高橋惣三郎		続313-1	嘉永2年(1849)
1382	高橋卯之助		続313-1	嘉永2年(1849)
1383	高橋勇吉		続313-1	嘉永2年(1849)
1384	服部能次郎		続313-1	嘉永2年(1849)
1385	上柳亀次郎		続313-1	嘉永2年(1849)
1386	(竹矢升藏)	=1208	続332-2	—
1387	(塚本為三郎)	=1219	続332-2	—
1388	植村芳三郎		続332-2	嘉永2年(1849)
1389	中虎藏		続332-2	嘉永2年(1849)
1390	中井房次郎		続333-2	嘉永2年(1849)
1391	福島秀三郎		続332-2	嘉永2年(1849)
1392	(中塚孫次郎)	=1087	続332-2	—
1393	(今井兵三郎)	=1319	続332-2	—
1394	(山本又三郎)	=1325	続332-2	—
1395	(桜井重次郎)	=1282	続306	—
1396	(草木嘉四郎)	=1376	続306	—
1397	長谷川弥太郎		続306	嘉永3年(1850)

付表 (続き)

請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次	請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次
1398	川那部庄次郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1422	花井虎次郎		統314-1	嘉永 4年 (1851)
1399	村上安次郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1423	中村国三		統314-1	嘉永 5年 (1852)
1400	田中半次郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1424	田中伝次郎		統314-1	嘉永 5年 (1852)
1401	西村斉次郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1425	佐々木平吉		統314-1	嘉永 5年 (1852)
1402	小泉音次郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1426	竹信直藏		統314-1	嘉永 5年 (1852)
1403	山本長三郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1427	(中井弥五郎)	=1142	統310-2	—
1404	(小嶋茂三郎)	=1192	統306	—	1428	(竹矢源四郎)	=1208	統310-2	—
1405	麻田浅次郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1429	(小森久次郎)	=1227	統310-2	—
1406	上田喜三郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1430	(大井小助)	=1329	統310-2	—
1407	市田元次郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1431	奥西鉄太郎		統310-2	嘉永 5年 (1852)
1408	坪井巳之助		統306	嘉永 3年 (1850)	1432	中江徳之助		統310-2	嘉永 5年 (1852)
1409	橋井豊太郎		統306	嘉永 3年 (1850)	1433	西山弁吉		統310-2	嘉永 5年 (1852)
1410	尾崎徳三郎		統306	嘉永 4年 (1851)	1434	直井熊太郎		統310-2	嘉永 5年 (1852)
1411	田中力藏		統306	嘉永 4年 (1851)	1435	(角野藤助)	=1160	統313-2	—
1412	中山清之助		統306	嘉永 4年 (1851)	1436	松岡松太郎		統313-2	嘉永 6年 (1853)
1413	田中竹次郎		統306	嘉永 4年 (1851)	1437	中野弥三郎		統313-2	嘉永 6年 (1853)
1414	亀山方次郎		統306	嘉永 4年 (1851)	1438	栗原栄太郎		統313-2	嘉永 6年 (1853)
1415	十川秀藏		統306	嘉永 4年 (1851)	1439	山口太一郎		統313-2	嘉永 6年 (1853)
1416	浅野鉄次郎		統306	嘉永 4年 (1851)	1440	山本忠吉		統313-2	嘉永 6年 (1853)
1417	安田眞吉		統306	嘉永 4年 (1851)	1441	岸田利吉		統313-2	嘉永 6年 (1853)
1418	坪井新次郎		統306	嘉永 4年 (1851)	1442	(細田源次郎)	=1274	統313-2	—
1419	河野卯之助		統306	嘉永 4年 (1851)	1443	(児玉重三郎)	=1200	統270-1	—
1420	中谷竹三郎		統306	嘉永 4年 (1851)	1444	(辻勘三郎)	=1292	統270-1	—
1421			統306	嘉永 4年 (1851)	1445	北島文次郎		統270-1	嘉永 7年 (1854)

(左記)について、鑑賞・複製・貸出の代り本店京後製

付表 (続き)

請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次	請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次
1446	根岸金三郎		続270-1	嘉永 7年(1854)	1470	伊藤彦三郎		続268-5	安政 3年(1856)
1447	野村源吉		続270-1	嘉永 7年(1854)	1471	守山秀之助		続268-5	安政 3年(1856)
1448	伊藤千之助		続270-1	嘉永 7年(1854)	1472	藤野亀吉		続268-5	安政 3年(1856)
1449	三宅平太郎		続270-1	嘉永 7年(1854)	1473	熊木金十郎		続268-5	安政 3年(1856)
1450	(山口為次郎)	=1343	続61-1	—	1474	今井助三郎		続268-5	安政 3年(1856)
1451	(花井虎次郎)	=1422	続61-1	—	1475	内本菊太郎		続268-5	安政 3年(1856)
1452	中村弥一郎		続61-1	嘉永 7年(1854)	1476	永田亀次郎		続268-5	安政 3年(1856)
1453	辻只三郎		続61-1	嘉永 7年(1854)	1477	(上原仙三郎)	=1224	続268-5	—
1454	高橋安吉		続61-1	嘉永 7年(1854)	1478	(角 孫助)	=1375	続268-5	—
1455	小林音吉		続61-1	嘉永 7年(1854)	1479	(三宅平太郎)	=1449	続268-5	—
1456					1480	(中塚茂次郎)	=1163	続320-4	—
1457					1481	安藤和助		続320-4	安政 3年(1856)
1458					1482	松尾清次郎		続320-4	安政 4年(1857)
1459					1483	井上嘉次郎		続320-4	安政 4年(1857)
1460	(塚本為三郎)	=1219	続27-2	—	1484	松井季次郎		続320-4	安政 4年(1857)
1461	(麻田浅次郎)	=1405	続27-2	—	1485	白井清助		続335-1	安政 4年(1857)
1462	(宮本源三郎)	=1408	続27-2	—	1486	松村利三郎		続335-1	安政 4年(1857)
1463	井上忠次郎		続27-2	安政 2年(1855)	1487	山上豊次郎		続335-1	安政 5年(1858)
1464	泉 常之助		続27-2	安政 2年(1855)	1488	岡本惣吉		続335-1	安政 4年(1857)
1465	(中井恒次郎)	=1225	続268-5	—	1489	森島卯之助	番号重複	続335-1	安政 4年(1857)
1466	山崎為吉		続268-5	安政 2年(1855)	1489	上野留吉	番号重複	続345-2	安政 5年(1858)
1467	尾田徳太郎		続268-5	安政 2年(1855)	1490	森田藤五郎		続335-1	安政 6年(1859)
1468	吉田久吉		続268-5	安政 3年(1856)	1491	浅井鉄次郎		続335-1	安政 5年(1858)
1469	小野定吉		続268-5	安政 3年(1856)	1492	永井仙太郎	番号重複	続335-1	安政 5年(1858)

付表 (続き)

請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次	請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次
1493	小谷松之助		統335-1	安政 5年 (1858)	1515	山本万三郎		統316	文久元年 (1861)
1492	岩田安之助	番号重複	統345-2	安政 5年 (1858)	1516	福島安次郎		統316	文久 2年 (1862)
1493	吉村善之助	番号重複	統345-2	安政 5年 (1858)	1517	梅田茂次郎		統316	文久 2年 (1862)
1494	野島藤吉	番号重複	統335-1	安政 5年 (1858)	1518	田原鉄三郎		統316	文久 2年 (1862)
1495	中島岩次郎		統345-2	安政 5年 (1858)	1519	脇坂定次郎		統316	文久 2年 (1862)
1496	林仙次郎		統345-2	安政 5年 (1858)	1520	(伊藤芳三郎)	=1448	統316	——
1497	小関藤太郎		統345-2	安政 5年 (1858)	1521	(泉 常三郎)	=1464	統316	——
1498					1522	中西牧之助		統316	文久 3年 (1863)
1499	高森竹次郎		統345-2	安政 6年 (1859)	1523	中島梅三郎		統316	文久 3年 (1863)
1500	山本亀三郎		統345-2	安政 6年 (1859)	1524	津水秀三郎		統316	文久 3年 (1863)
1501	(中野弥三郎)	=1437	統345-2	——	1525	郷子寅次郎		統316	文久 3年 (1863)
1502	松浦新吉		統345-2	安政 6年 (1859)	1526	白子米次郎		統316	文久 3年 (1863)
1503	北村芳之助		統345-2	安政 6年 (1859)	1527	中井三之助		統316	文久 3年 (1863)
1504	中谷磯吉		統327-3	安政 6年 (1859)	1528	家城卯之助		統316	文久 3年 (1863)
1505	岡崎熊次郎		統327-3	安政 7年 (1860)	1529	家羽田芳太郎		統303	文久 4年 (1864)
1506	大倉栄次郎		統327-3	安政 7年 (1860)	1530	堀井福之助		統303	文久 4年 (1864)
1507	大溝口清三郎		統327-3	安政 7年 (1860)	1531	人見綱次郎		統303	文久 4年 (1864)
1508	平井嘉三郎		統327-3	安政 7年 (1860)	1532	前田弁次郎	番号重複	統712-9	文久 4年 (1864)
1509	西川直三郎		統327-3	万延 2年 (1861)	1533	村井巳之助	番号重複	統712-9	元治 2年 (1865)
1510	鳥居市次郎		統327-3	万延 2年 (1861)	1534	西島与三吉		統303	元治 2年 (1865)
1511	湯浅益吉		統327-3	万延 2年 (1861)	1535	木村和吉		統303	元治 2年 (1865)
1512	田仲市松		統327-3	万延 2年 (1861)	1536	沢井広吉		統303	慶応 2年 (1866)
1513	東川繁次郎		統327-3	文久元年 (1861)	1537	中島源四郎		統303	慶応 2年 (1866)
1514	須田兼次郎		統316	文久元年 (1861)		家久万次郎		統303	慶応 2年 (1866)

付表 (続き)

請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次	請求番号	名前	備考	史料番号	入店年次
1538	上田 仙次郎		続303	慶応 2年 (1866)	1553				
1539	福井 卯三郎		続303	慶応 2年 (1866)	1554				
1540	(十川 秀次郎)	=1415	続303	—	1555				
1541	(守山 秀太郎)	=1471	続303	—	1556				
1542	(松尾 清十郎)	=1482	続303	—	1557				
1543					1558	竹 信 定 次 郎		続540-1	明治 2年 (1869)
1544	(浅井 政次郎)	=1491	続303	—	1559				
1545	梅 原 万 吉		続314-4	慶応元年 (1865)	1560				
	山本 多三郎		続314-4	慶応 2年 (1866)	1561	物 集 女 徳 之 助		続566-3	明治 2年 (1869)
	米田 小三郎		続314-4	慶応 2年 (1866)	1562				
	矢 部 常 吉		続314-4	慶応 2年 (1866)	1563				
1550	梅 原 新 吉		続314-4	慶応 2年 (1866)	1564	松 田 直 吉		続566-3	慶応 4年 (1868)
1551					1565	北 条 甚 之 助		続566-3	
1552									

注) 1. 空欄は請求番号に対応する請求の実物が見つからなかったもの。ただし実物がなくとも包紙等の記載により、請求番号と奉公人名の対応が可能なものとは空欄にせず、名前を記した。

2. 名前欄の () 内は、二度目以降の請求で、最初の請求の請求番号を備考欄に記した。

3. 入店年次は、請求提出の年次ではなく、「奉公人抱張」(三井文庫所蔵史料 本1434、別1184) 記載の入店年によった。

4. 史料番号は三井文庫所蔵史料の番号。